

広陵町第3期障がい者計画

平成30年3月

広陵町

あいさつ

本町における障がい者福祉については、平成 21 年 3 月に策定した「広陵町第 2 期障がい者計画」をもとに、様々な施策を実施してまいりました。

この間、国においては関連法の改正や、新たに「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がい者を取り巻く福祉制度は大きく変化してまいりました。

奈良県においても平成 28 年に「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が、平成 29 年に「奈良県手話言語条例」が施行され、ノーマライゼーションの理念が広まりつつあります。

一方で、生活環境においては、少子高齢化や核家族化が進み、地域における住民同士のつながりの希薄化が懸念されるとともに、介護者が高齢となってきたこと等、障がい者やその家族が抱える問題やニーズ、求められる支援の方法についても、ますます複雑化・多様化してきております。

今回、「広陵町第 3 期障がい者計画」を策定するにあたり、第 2 期計画での課題を洗い出すとともに、アンケート実施によりニーズを把握した上で、これからの本町のめざすべき基本理念と、5 つの基本目標を掲げています。

今後は、この計画をもとに、「障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち」をめざし、目標実現のため、施策や事業を実施してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました全ての関係者の方々に対し、心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月吉日

広陵町長

山村吉由



目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨.....	1
2 近年の障がい者福祉制度の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	5
第2章 障がい者等を取り巻く現状と課題	6
1 人口構造.....	6
2 障がい者の状況.....	7
3 アンケート調査結果.....	12
4 第2期計画の評価.....	32
5 今後の施策展開にあたっての課題.....	40
第3章 基本理念と施策の体系	42
1 基本理念.....	42
2 基本目標.....	43
3 施策の体系.....	45
第4章 分野別施策の展開	46
1 日々の暮らしを支えるまち.....	46
2 生涯を通じて暮らせるまち.....	49
3 安全・安心なまち.....	53
4 自立した生活を支えるまち.....	56
5 とともに支え合うやさしいまち.....	58
第5章 計画の推進体制	60
1 住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携.....	60
2 庁内推進体制の充実.....	60
3 当事者の参画促進.....	60
4 国・県・近隣市町村との連携.....	60
5 進捗状況の把握.....	61
資料編	62
1 アンケート調査結果.....	62
2 広陵町障がい者施策推進協議会について.....	90
3 庁内ワーキンググループ名簿.....	93
4 用語集.....	94

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

広陵町（以下、「本町」という。）では、平成 21 年度からの 9 年間を計画期間とする「広陵町第 2 期障がい者計画」を策定し、『みんなでふれあい・支えあい、ともに暮らせる住みよいまち』の基本理念の実現に向けて、幅広い分野における障がい福祉施策に取り組んできました。

国においては、「障がい者基本法」や「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障がい者差別解消法」という。）の法整備のほか、平成 28 年に「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障がい者総合支援法」という。）が改正され、共生社会の実現に向けた取り組みがより一層推進されているところです。

また、障がい者の定義についても、「個人の機能障がい原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「社会的障壁」による日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

平成 30 年に一部改正となる「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」では、障がい者が自らの望む生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援のさらなる充実や、障がい児とその家族の多様なニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

県においては、平成 25 年の「障がい者差別解消法」の制定を受け、平成 28 年 4 月に、「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。

また、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的に、平成 29 年 4 月に、「奈良県手話言語条例」が施行されました。

「広陵町第 2 期障がい者計画」は平成 29 年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取り組みを検証し、本町の障がい者福祉を取り巻く現状や課題、また、新たな国の障がい者制度や県の動向等を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「広陵町第 3 期障がい者計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がい者ご自身の心中に配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞等は、文字を変更することにより本来示すべき対象が特定できなくなる恐れもありますが、文中に「障害」と「障がい」が混在し混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針等、固有名詞も含めて全て「障がい」と表記しています。

2 近年の障がい者福祉制度の動向

年	主な動き
平成 18 年	<p>「障がい者自立支援法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化 ・応能負担から応益負担へ 等 <p>国連総会で「障がい者の権利に関する条約」(以下、「障がい者権利条約」という。)を採択(12月)</p>
平成 19 年	日本が「障がい者権利条約」に署名(9月)
平成 21 年	<p>「障がい者の雇用の促進等に関する法律」(以下、「障がい者雇用促進法」という。)の改正・施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等
平成 23 年	<p>「障がい者基本法」の改正・施行(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等
平成 24 年	<p>「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障がい者虐待防止法」という。)の施行(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	<p>「障がい者総合支援法」の施行及び「児童福祉法」の一部改正・施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 <p>国において「障がい者基本計画(第3次)」策定(9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記 ・計画期間の短縮 等
平成 26 年	<p>日本が「障がい者権利条約」を批准(1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利を実現するための措置等を規定 <p>「障がい者総合支援法」の一部施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 27 年	「障がい者総合支援法対象疾病検討会」による対象疾病拡大
平成 28 年	<p>「障がい者差別解消法」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 <p>「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等 <p>「障がい者雇用促進法」の一部改正・施行(4月)</p> <p>(一部、平成30年4月施行予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進会議等の設置、利用促進に関する施策 等 <p>「発達障がい者支援法」の一部改正・施行(8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	<p>「障がい者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正・施行(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 <p>国において「障がい者基本計画(第4次)」策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ・障がい特性に配慮したきめ細やかな支援の実施 等

障がい者自立支援法

障がい者総合支援法

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障がい者基本法第 11 条第 3 項の「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障がい者計画）として位置づけられるものであり、本町における障がい者施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。

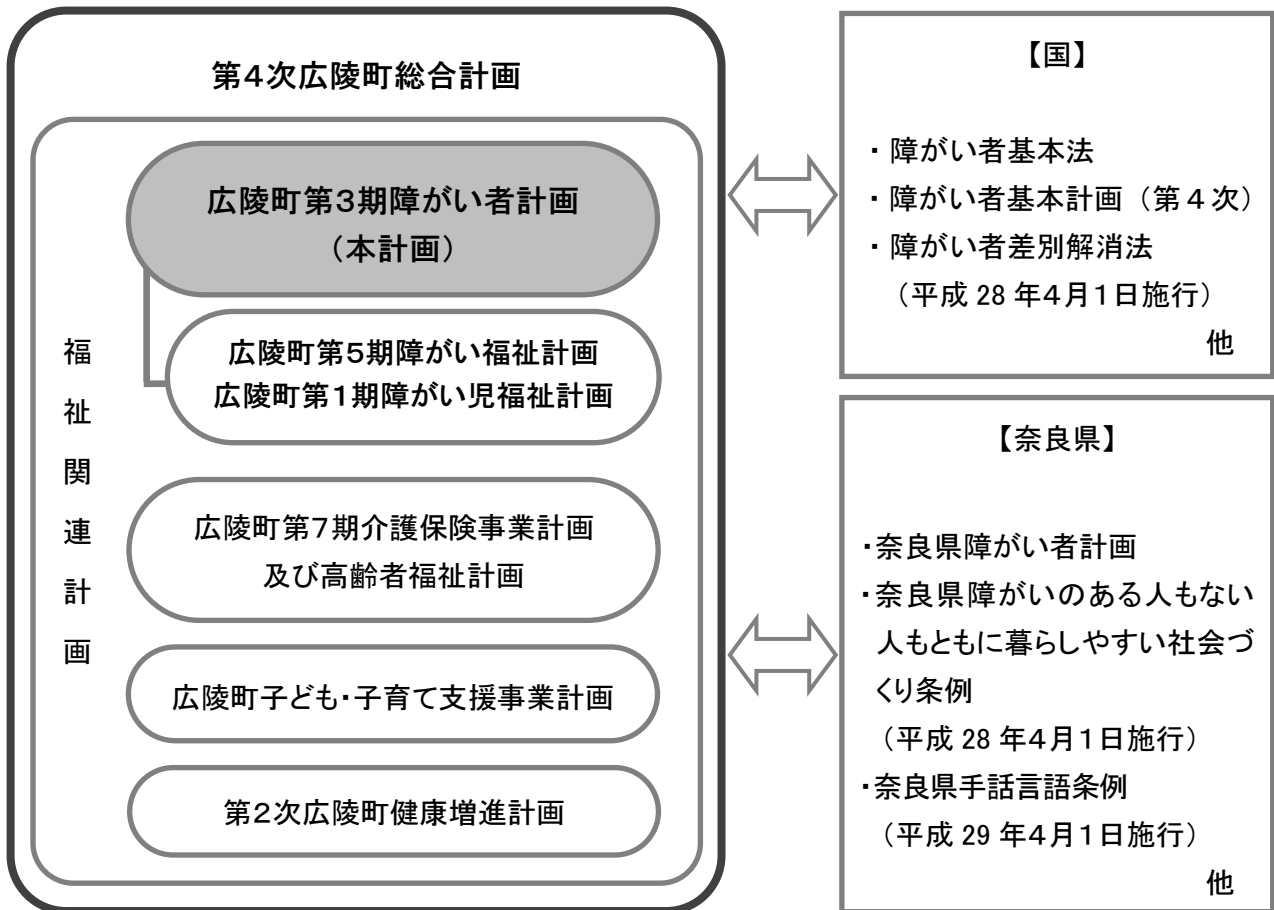
■障がい者基本法における計画の位置づけ

- 第 11 条 政府は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「障がい者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障がい者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障がい者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障がい者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障がい者政策委員会の意見を聴いて、障がい者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障がい者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障がい者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障がい者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障がい者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第 2 項又は第 3 項の規定により都道府県障がい者計画又は市町村障がい者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第 4 項及び第 7 項の規定は障がい者基本計画の変更について、第 5 項及び前項の規定は都道府県障がい者計画の変更について、第 6 項及び前項の規定は市町村障がい者計画の変更について準用する。

(2) 各種計画における位置づけ

本計画は、上位計画にあたる「第4次広陵町総合計画」と、関連計画である「広陵町第5期障がい福祉計画」、「広陵町第1期障がい児福祉計画」との整合性を図るものとします。

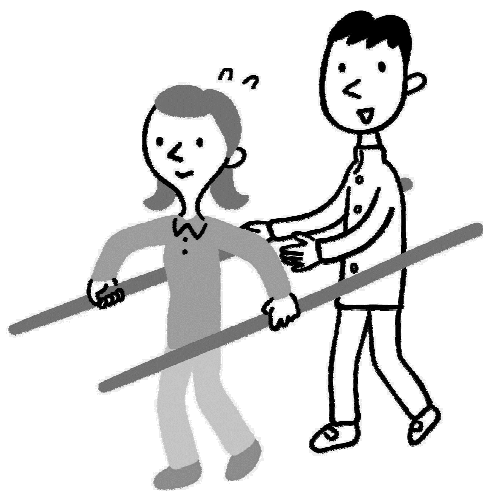
また、関連分野の計画である「広陵町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「広陵町子ども・子育て支援事業計画」、「第2次広陵町健康増進計画」や、国・奈良県の計画や法律、条例とも整合のとれたものとし、連携を図っていきます。



4 計画の期間

本計画の期間は平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 か年とします。

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
広陵町 障がい者計画 (本計画)	← 第3期 →					
広陵町 障がい福祉計画		第5期			第6期	
広陵町 障がい児福祉計画		第1期			第2期	

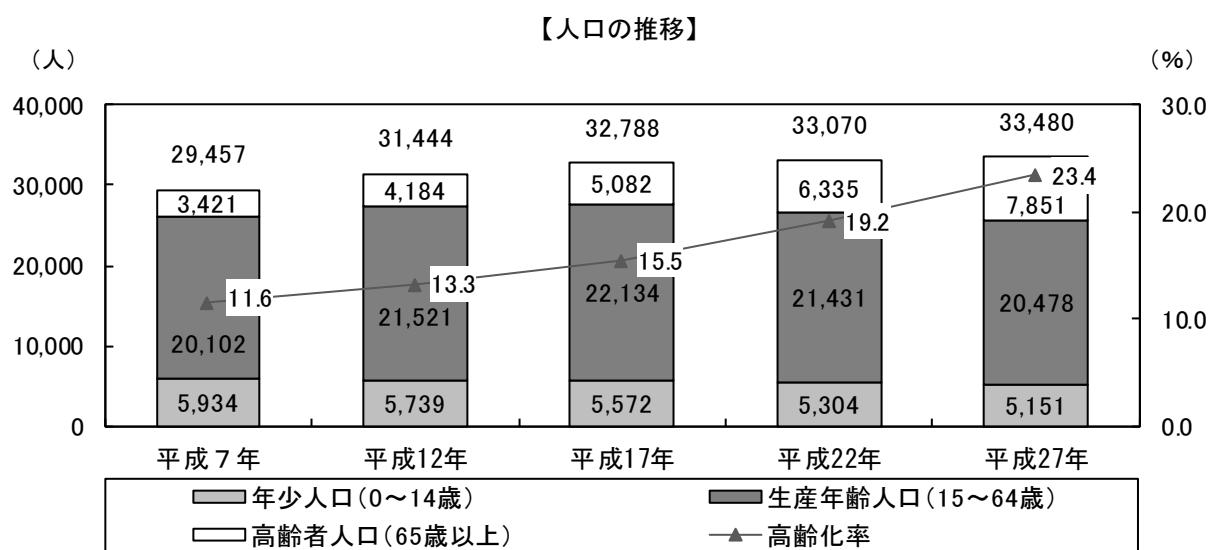


第2章 障がい者等を取り巻く現状と課題

1 人口構造

(1) 人口の推移

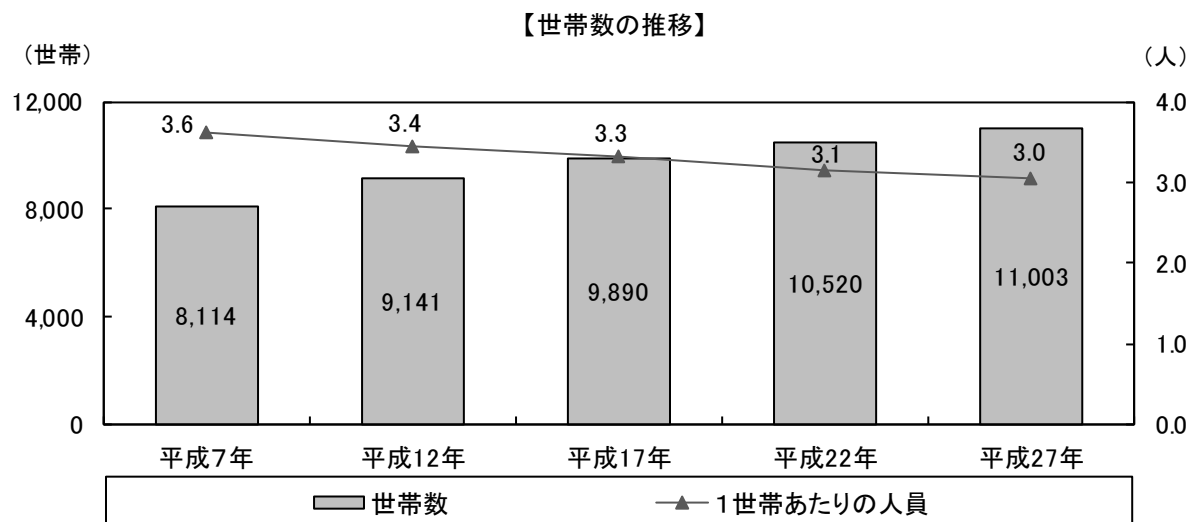
人口の推移をみると、本町の人口は増加しており、平成27年には33,480人となっています。しかし、年少人口は平成7年以降、生産年齢人口は平成17年以降減少しており、それに伴って高齢化率が上昇しています。



資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、人口の増加に伴い世帯数も増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

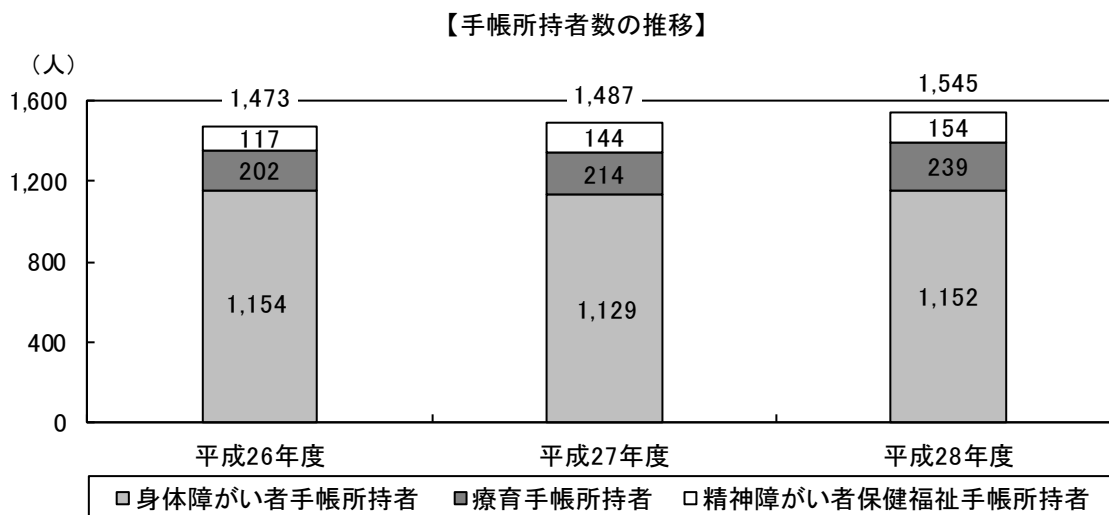


資料：国勢調査

2 障がい者の状況

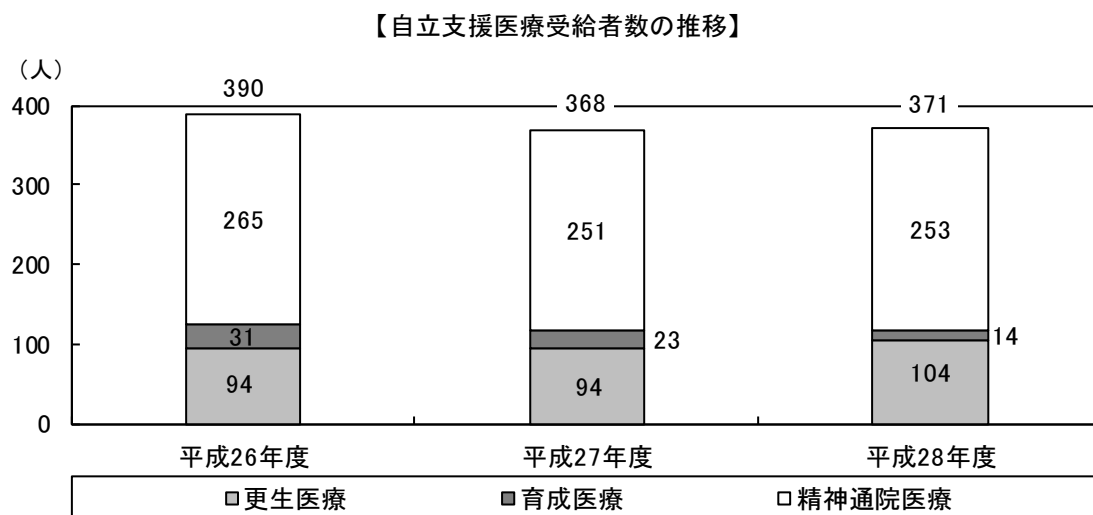
(1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数はおおむね横ばいの推移となっていますが、療育手帳所持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。



(2) 自立支援医療受給者数の推移

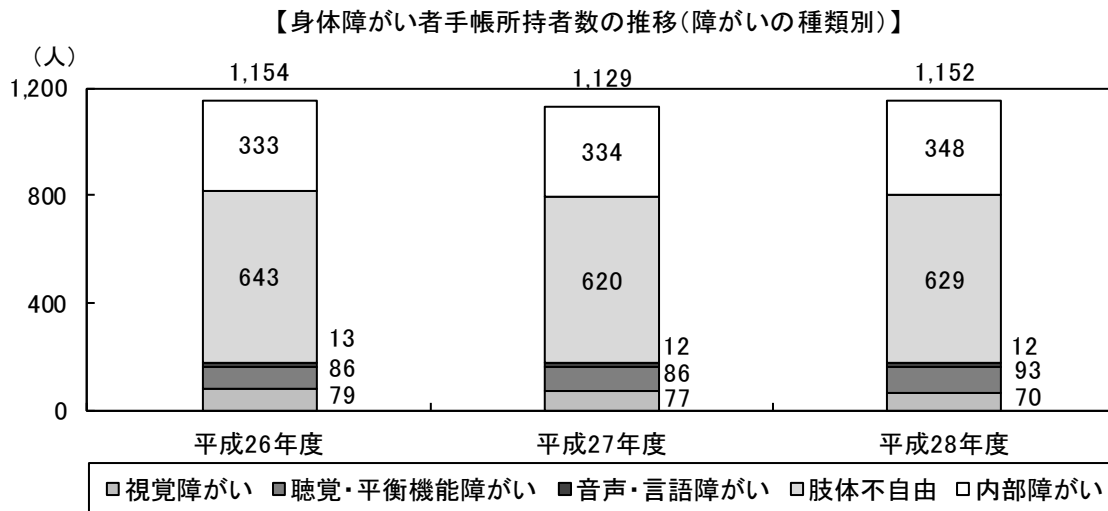
自立支援医療受給者数の推移をみると、育成医療は減少傾向にあるものの、全体的に横ばいの推移となっています。



(3) 身体障がい者手帳所持者数の推移

① 身体障がい者手帳所持者数の種類別の推移

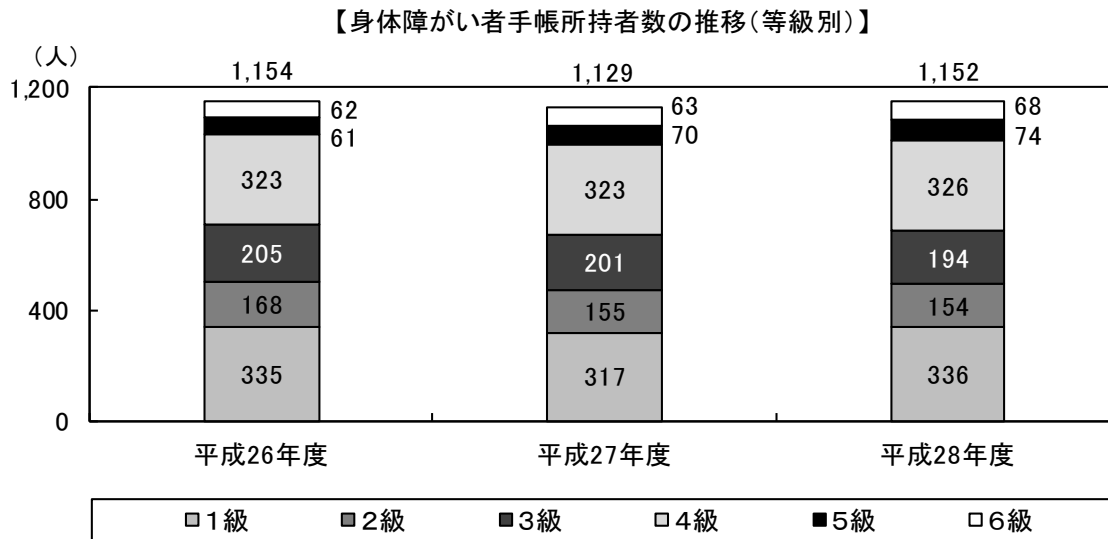
身体障がい者手帳所持者数の種類別の推移をみると、視覚障がいにおいて減少傾向となっておりますが、その他はおおむね横ばいとなっております。



資料：広陵町社会福祉課（各年度3月末）

② 身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移

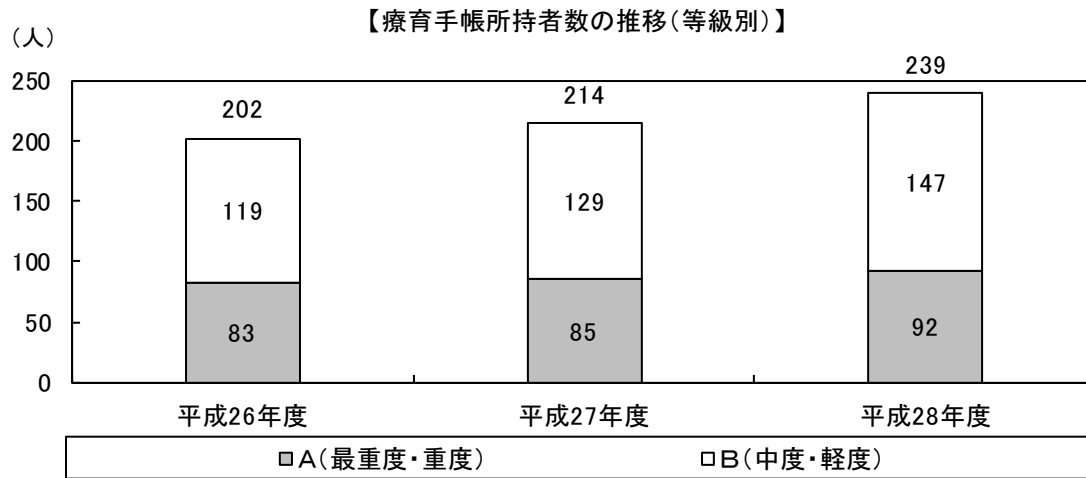
身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移をみると、各等級とも大幅な増減はありません。



資料：広陵町社会福祉課（各年度3月末）

(4) 療育手帳所持者数の推移

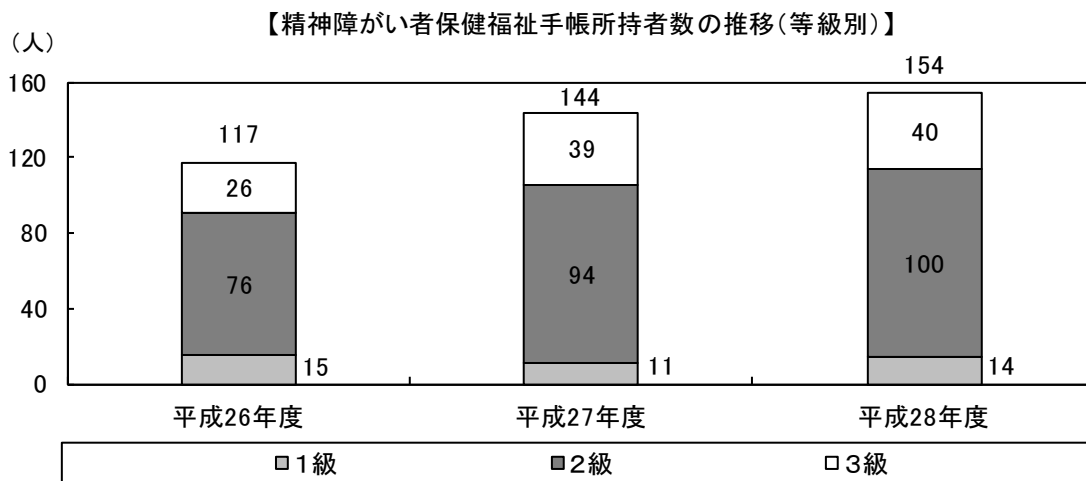
療育手帳所持者数の等級別の推移をみると、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）ともに増加傾向となっています。



資料：広陵町社会福祉課（各年度3月末）

(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、1級はおおむね横ばいで推移している一方、2級、3級は増加傾向となっています。



資料：広陵町社会福祉課（各年度3月末）

(6) 難病等対象者の状況

国は、昭和47年に「難病対策要綱」を制定し、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」、「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」について、総合的な難病対策を実施することを示しました。原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行う特定疾患対策研究事業として、平成29年4月からは330疾患が指定されています。広陵町内の特定疾患治療研究事業の対象者は、平成28年3月31日現在で281人となっています。

(人)

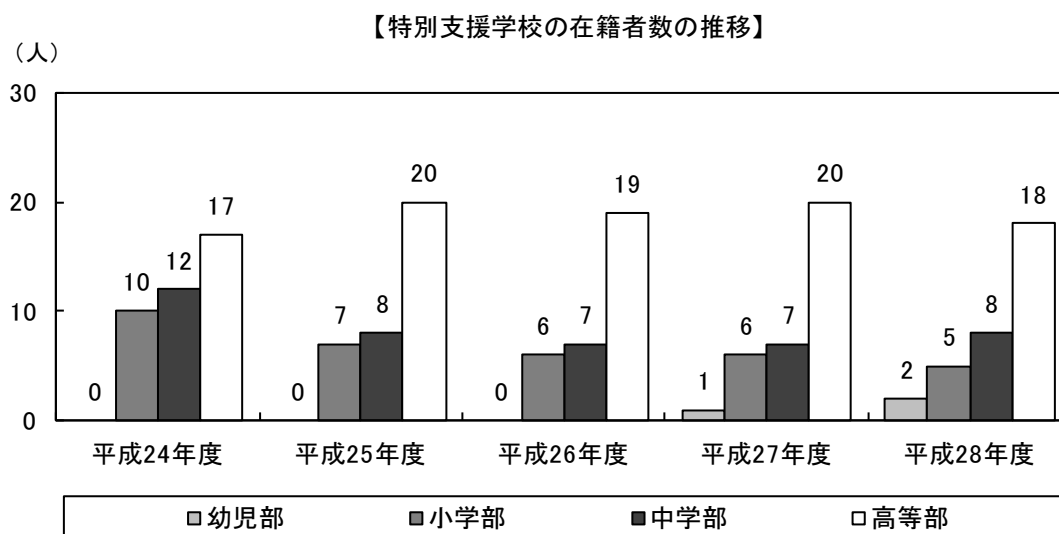
病名	平成26年度	平成27年度
潰瘍性大腸炎	59	63
パーキンソン病	39	41
全身性エリテマトーデス	17	20
後縦靭帯骨化症	14	14
クローン病	11	12
原発性胆汁性肝硬変	8	9
多発性硬化症／視神経脊髄炎	8	8
その他	92	114
総数	248	281

資料：奈良県中和保健所

(7) 小・中学校の特別支援学校及び特別支援学級の在籍者数

① 特別支援学校の在籍者数の推移

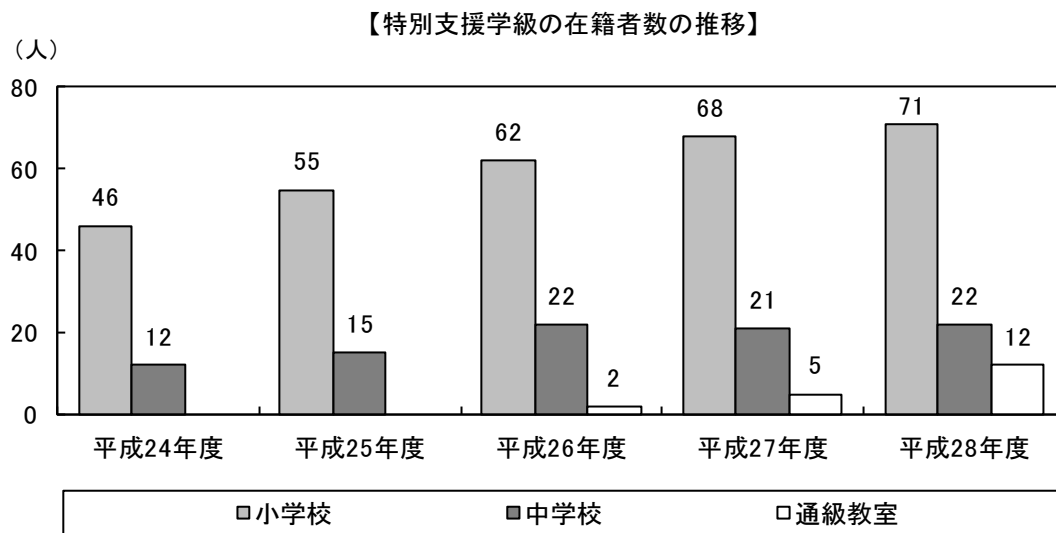
特別支援学校の在籍者数の推移をみると、中学部及び高等部では平成25年度以降、横ばいの推移となっていますが、幼児部は微増傾向、小学部は微減傾向となっています。



資料：広陵町教育委員会

② 特別支援学級の在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、中学校は平成26年度以降横ばいとなっていますが、小学校及び通級教室は増加傾向となっています。



3 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

アンケート調査を実施し、障がい者と障がい児の生活状況やニーズの把握に努めました。

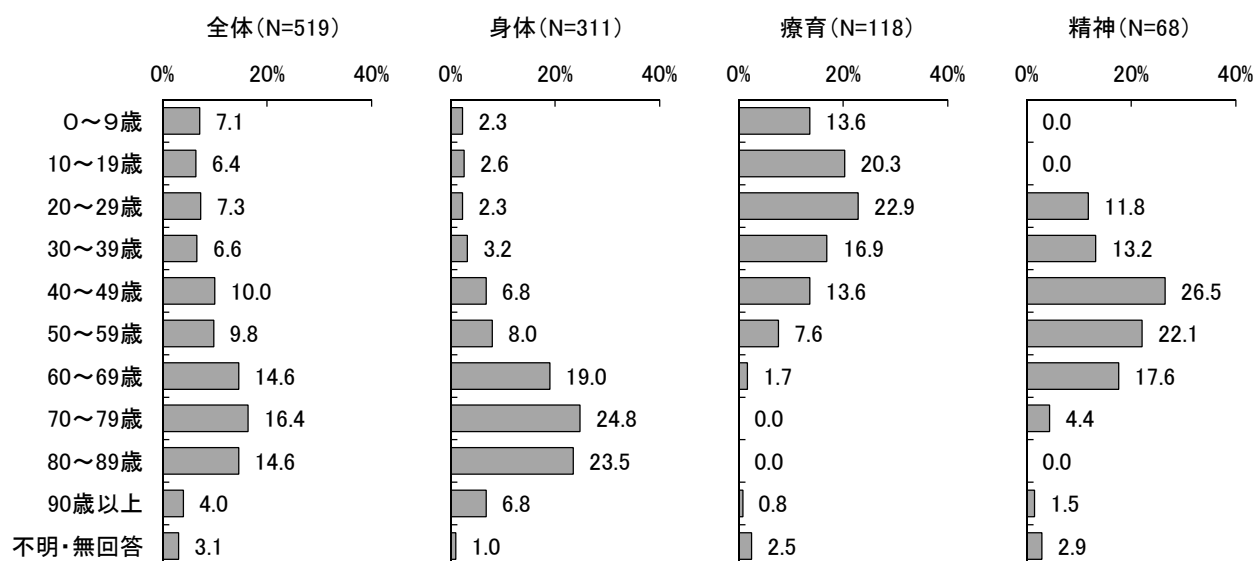
調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・障がい福祉サービス利用者
配付数	1,000 人
抽出方法	対象者から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	519 人(回収期限を過ぎたものを含む)
回収率	51.9%
調査期間	平成 29 年8月から9月まで

(2) アンケート調査結果

① 回答者について

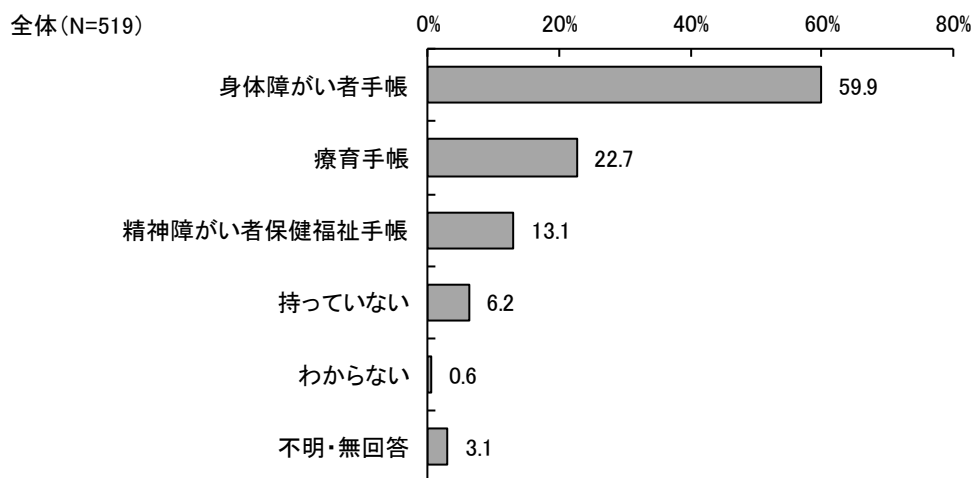
■年齢

年齢については、「70～79 歳」が 16.4%と最も高く、次いで「60～69 歳」と「80～89 歳」がともに 14.6%となっています。所持手帳別にみると、身体では「70～79 歳」が 24.8%と最も高く、60 歳以上が全体の約 4 分の 3 を占めています。療育では「20～29 歳」が 22.9%、精神では「40～49 歳」が 26.5%と最も高くなっています。



■障がい者手帳の種類

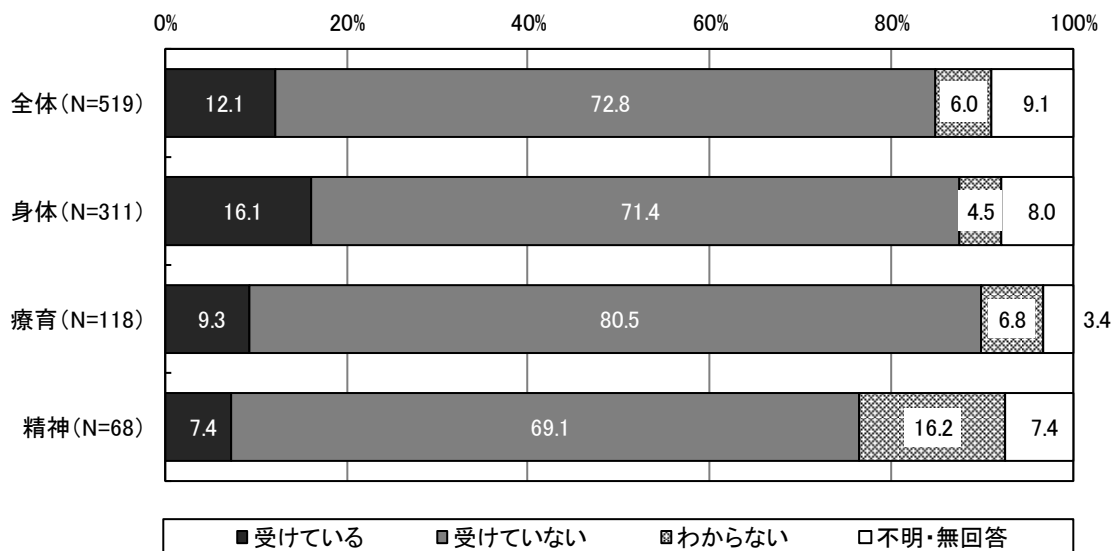
所持している手帳については、「身体障がい者手帳」が59.9%（311件）、「療育手帳」が22.7%（118件）、「精神障がい者保健福祉手帳」が13.1%（68件）となっています。



■難病の診断を受けているか

難病の診断については、「受けている」が12.1%、「受けていない」が72.8%、「わからない」が6.0%となっています。

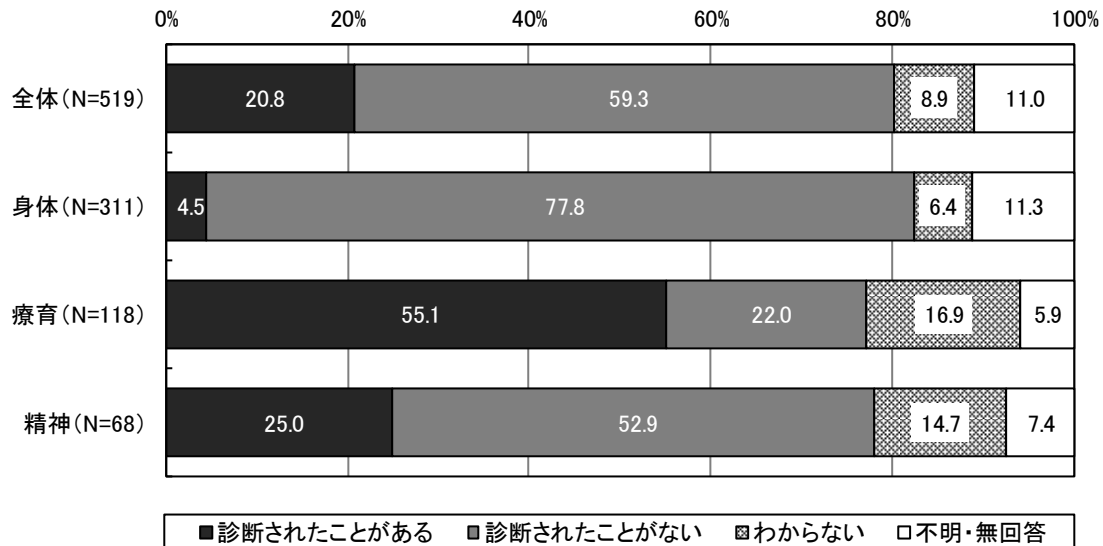
所持手帳別に「受けている」の割合をみると、身体では16.1%、療育では9.3%、精神では7.4%となっています。



■発達障がいとして診断されたことがあるか

発達障がいの診断については、「診断されたことがある」が20.8%、「診断されたことがない」が59.3%、「わからない」が8.9%となっています。

所持手帳別に「診断されたことがある」の割合をみると、身体では4.5%、療育では55.1%、精神では25.0%となっています。

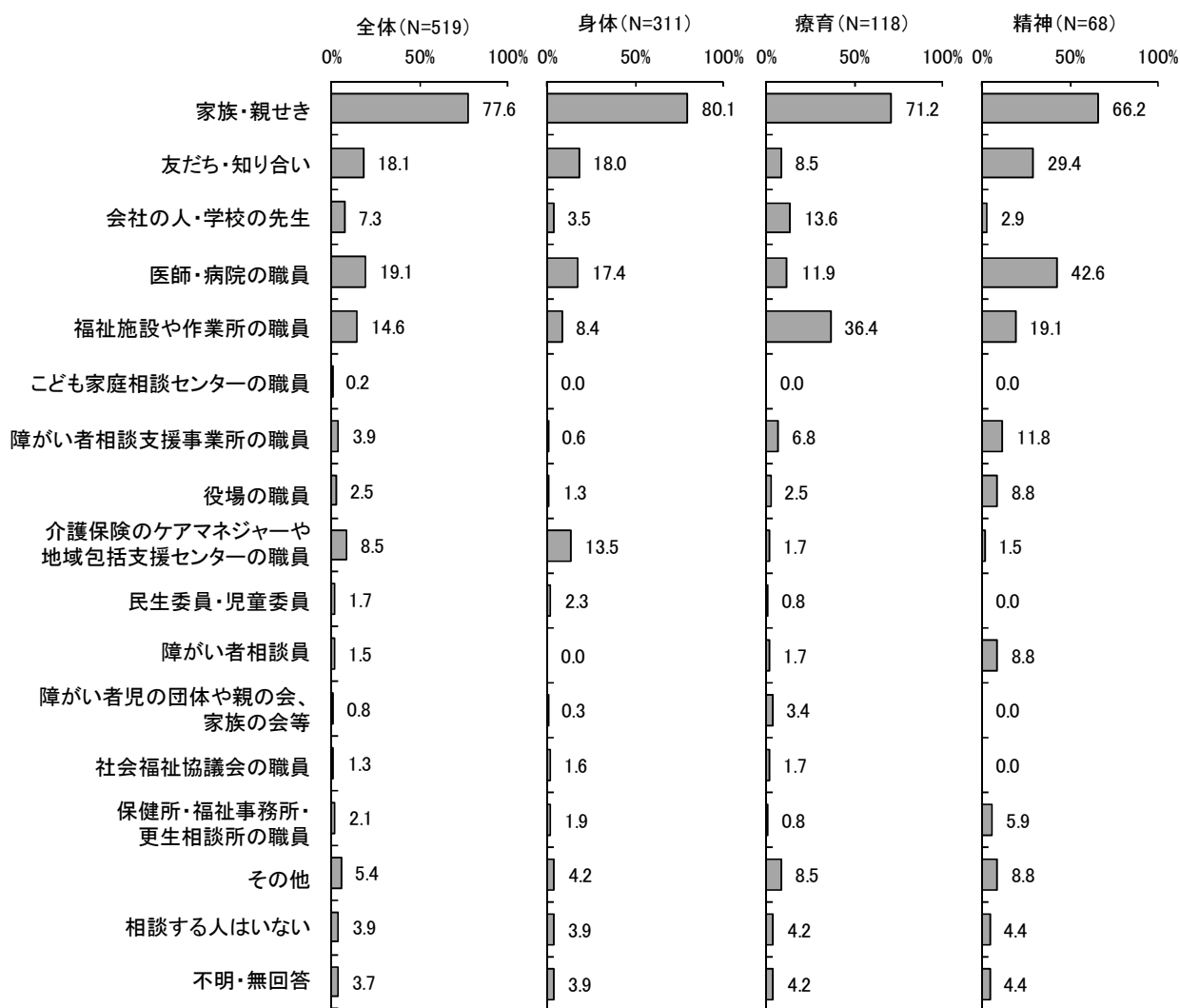


② 現在の生活について

■主な相談の相手

悩みや困ったことの主な相談先については、「家族・親せき」が77.6%と最も高く、次いで「医師・病院の職員」が19.1%、「友だち・知り合い」が18.1%となっています。

所持手帳別にみると、身体・療育・精神いずれも「家族・親せき」の割合が最も高くなっています。次いで、身体では「友だち・知り合い」が18.0%、療育では「福祉施設や作業所の職員」が36.4%、精神では「医師・病院の職員」が42.6%となっています。

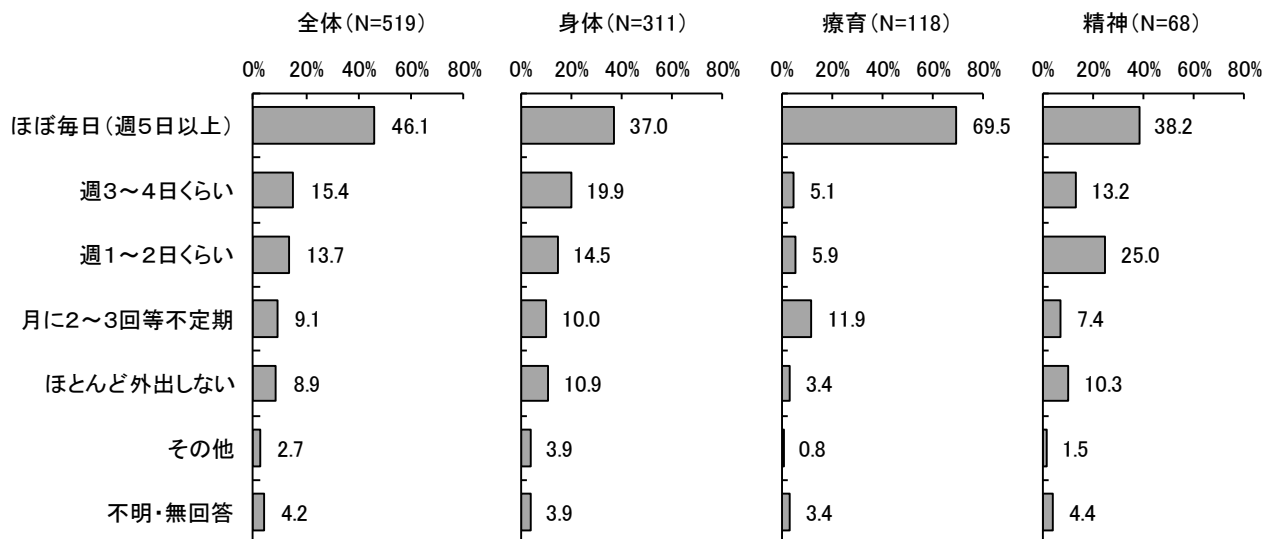


③ 外出について

■外出の頻度

外出の頻度については、「ほぼ毎日（週5日以上）」が46.1%と最も高く、次いで「週3～4日くらい」が15.4%、「週1～2日くらい」が13.7%となっています。

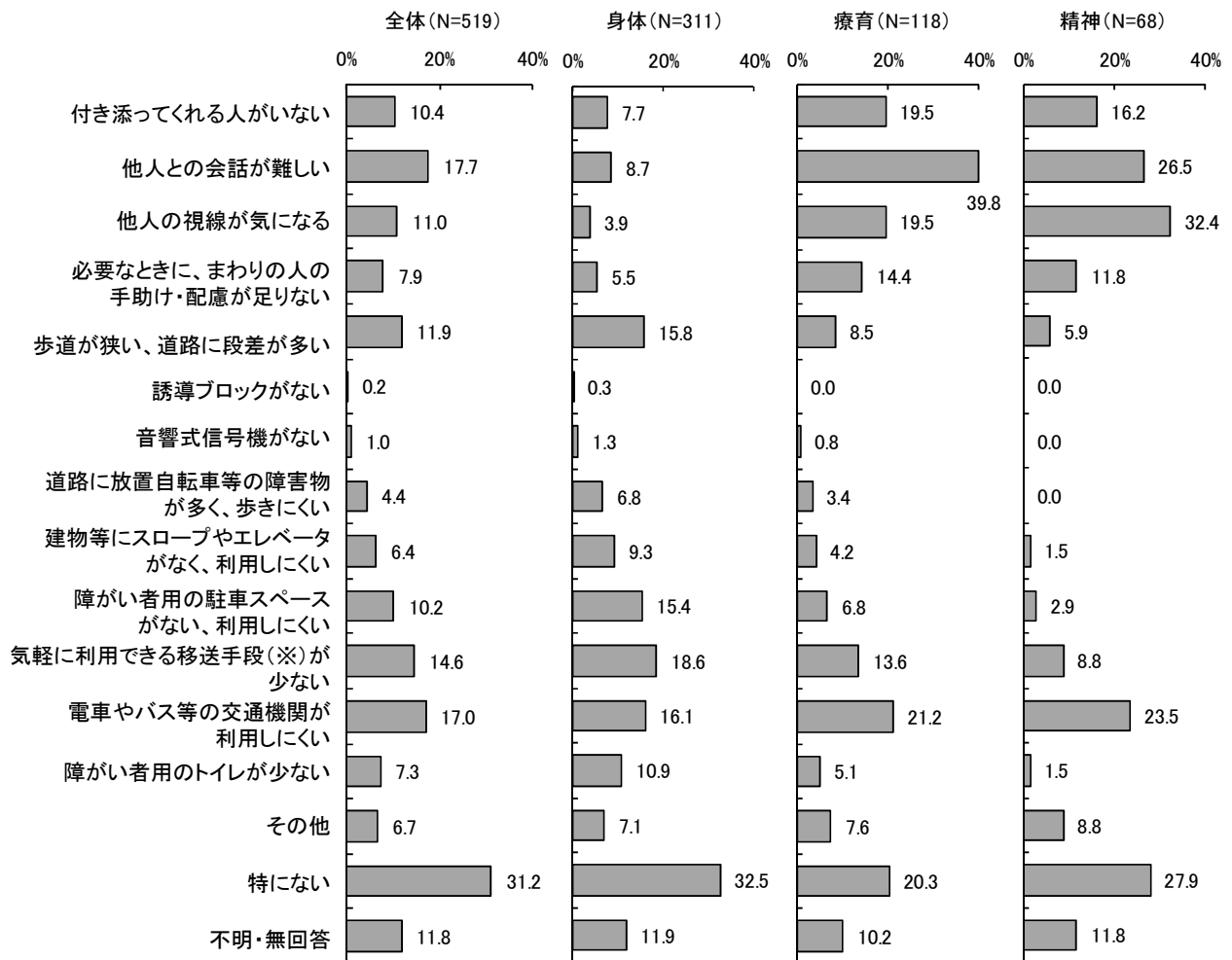
所持手帳別にみると、身体・療育・精神いずれも「ほぼ毎日（週5日以上）」の割合が最も高くなっていますが、療育では69.5%と特に高い値となっています。



■外出する際に困ること

外出する際に困ることについては、「特にない」が31.2%と最も高く、次いで「他人との会話が難しい」が17.7%、「電車やバス等の交通機関が利用しにくい」が17.0%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「特にない」が32.5%と最も高く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない」が18.6%となっています。療育では「他人との会話が難しい」が39.8%と最も高く、次いで「電車やバス等の交通機関が利用しにくい」が21.2%となっています。精神では「他人の視線が気になる」が32.4%と最も高く、次いで「特にない」が27.9%となっています。



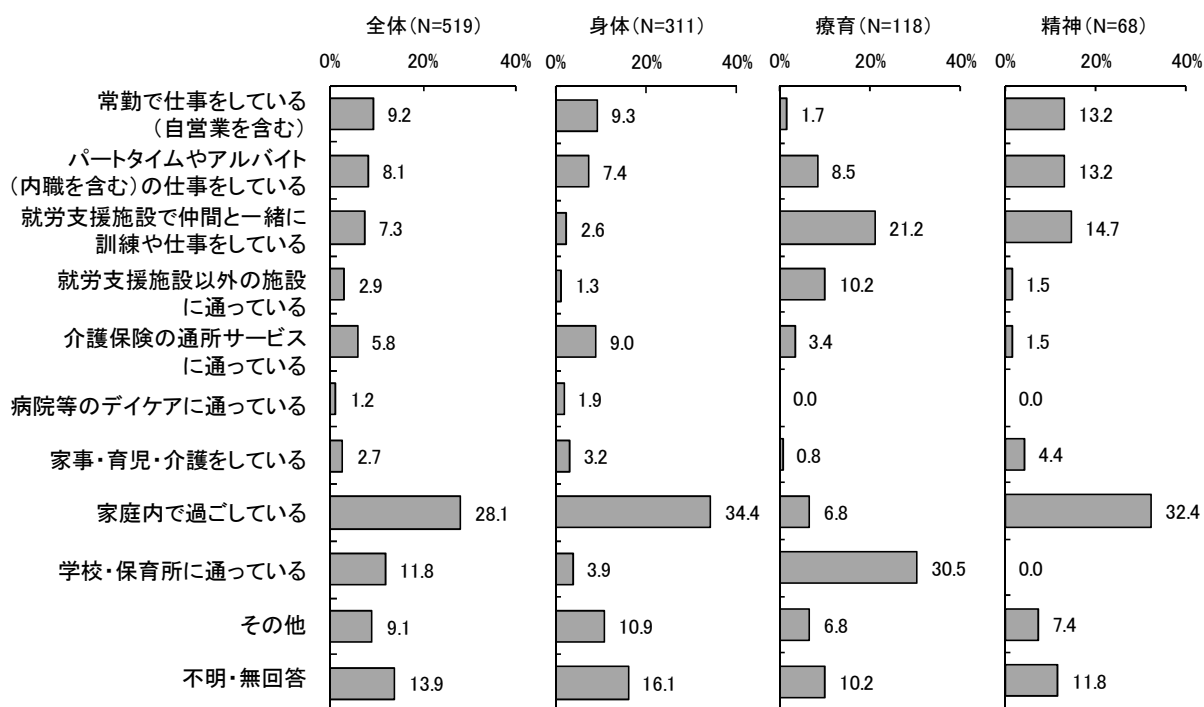
※福祉車両、福祉タクシー等

④ 仕事について

■日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方については、「家庭内で過ごしている」が28.1%と最も高く、次いで「学校・保育所に通っている」が11.8%、「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が9.2%となっています。

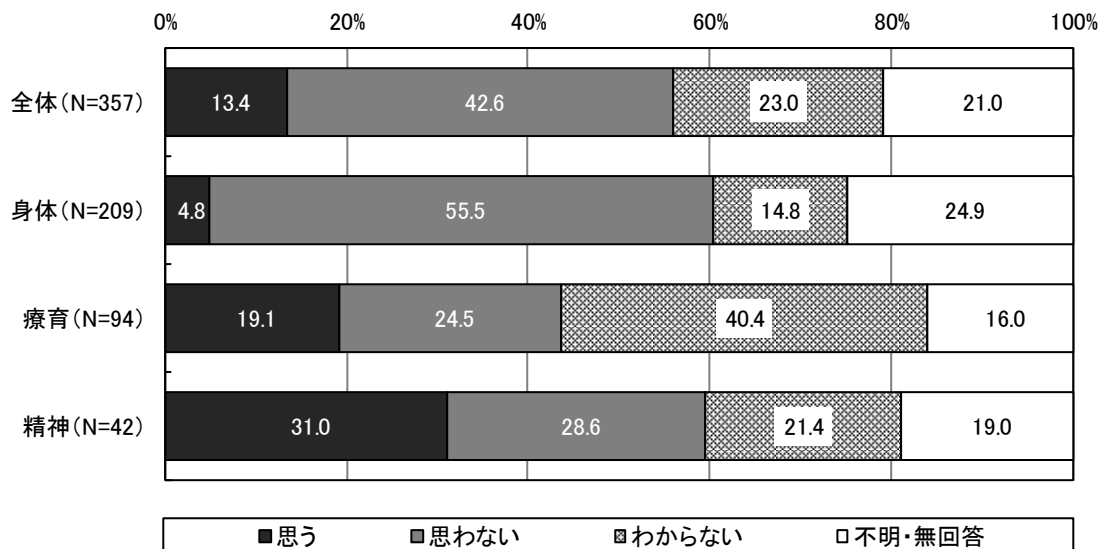
所持手帳別にみると、身体・精神では「家庭内で過ごしている」がそれぞれ34.4%、32.4%、療育では「学校・保育所に通っている」が30.5%と最も高くなっています。



■現在、一般就労をしていない人の一般就労への意向

一般就労をしたいと思うかについては、「思わない」が42.6%と最も高く、「思う」が13.4%、「わからない」が23.0%となっています。

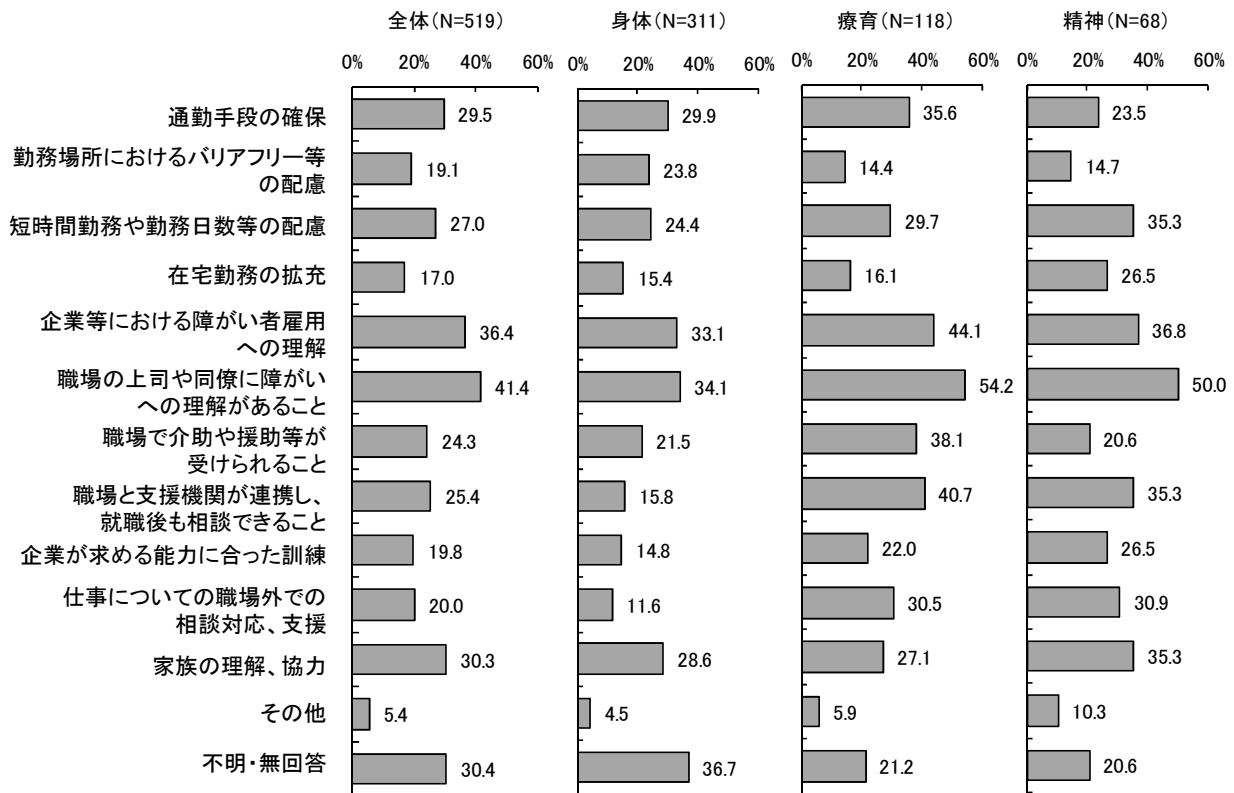
所持手帳別に「思う」の割合をみると、身体では4.8%、療育では19.1%、精神では31.0%となっています。



■障がいのある人の就労支援として必要なこと

障がいのある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が41.4%と最も高く、次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が36.4%、「家族の理解、協力」が30.3%となっています。

所持手帳別にみても、身体・療育・精神いずれも「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」の割合が最も高く、次いで「企業等における障がい者雇用への理解」となっています。

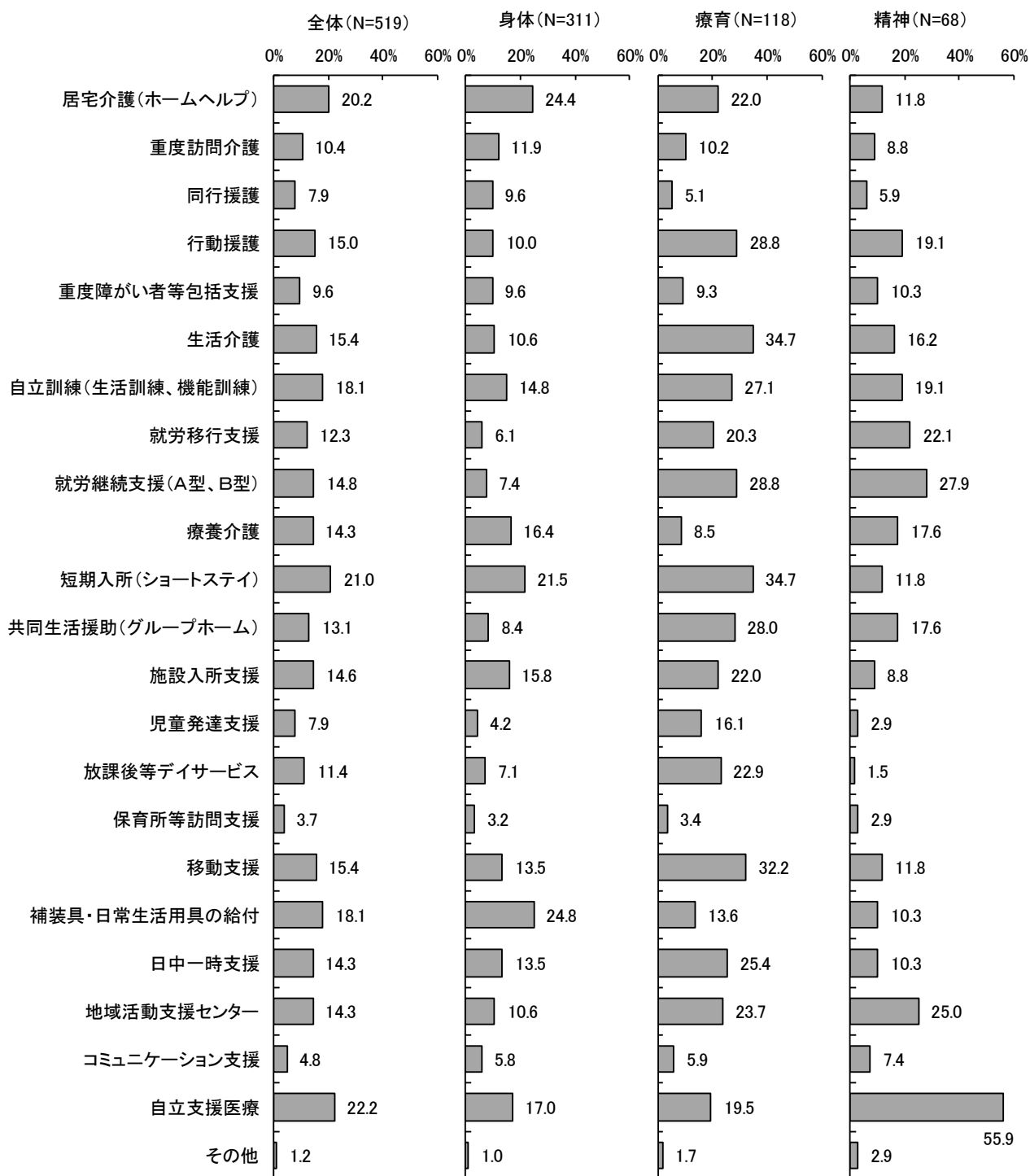


⑤ 障がい福祉サービスについて

■ 今後利用したい福祉サービス

今後利用したいと考える福祉サービスについては、「自立支援医療」が22.2%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が21.0%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が20.2%となっています。

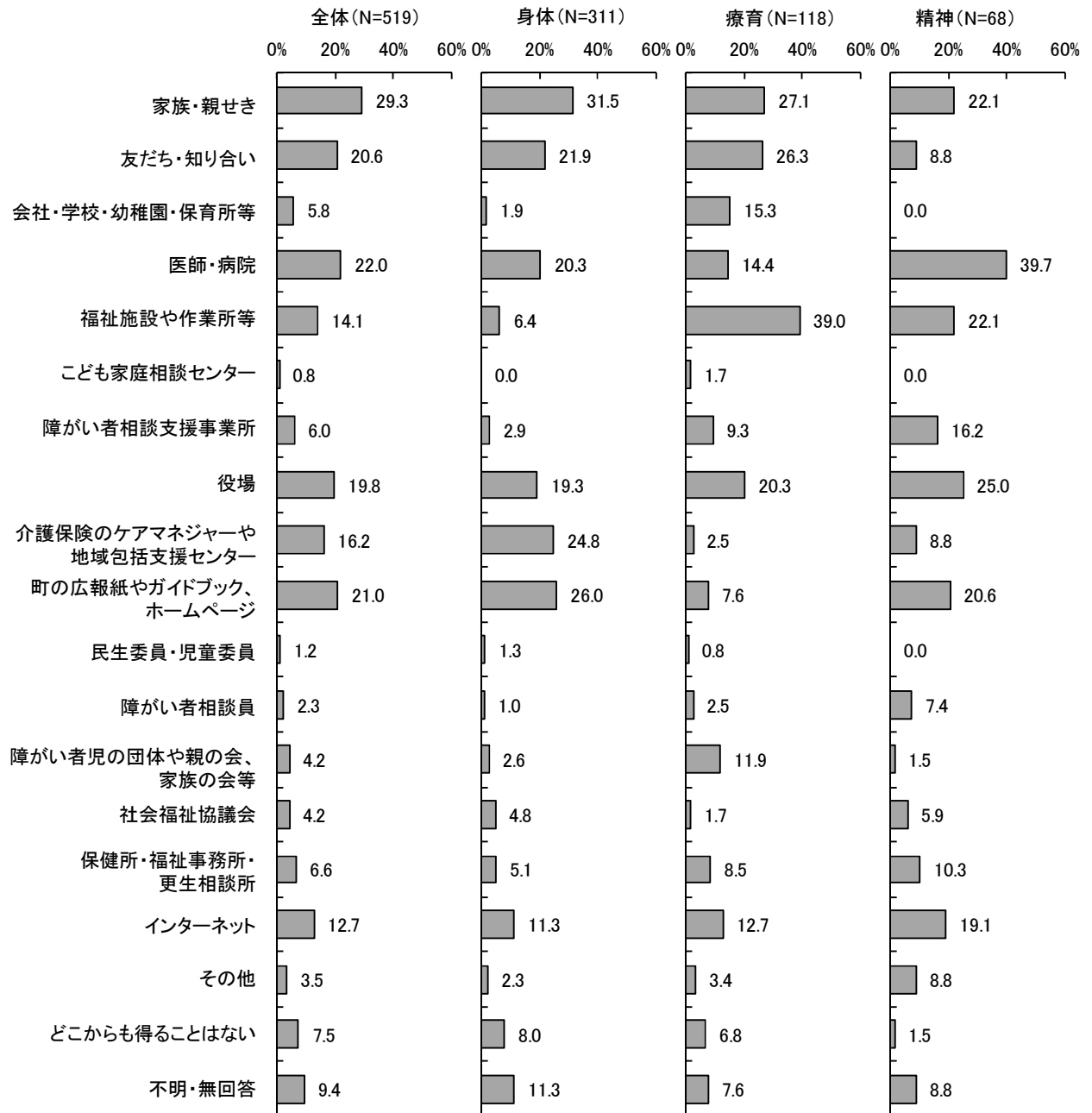
所持手帳別にみると、身体では「補装具・日常生活用具の給付」が24.8%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が24.4%、療育では「生活介護」と「短期入所（ショートステイ）」がともに34.7%と最も高く、次いで「移動支援」が32.2%、精神では「自立支援医療」が55.9%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」が27.9%となっています。



■障がいや福祉サービスに関する情報の入手先

障がいに関することや福祉サービス等に関する情報の入手先については、「家族・親せき」が29.3%と最も高く、次いで「医師・病院」が22.0%、「町の広報紙やガイドブック、ホームページ」が21.0%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「家族・親せき」が31.5%、療育では「福祉施設や作業所等」が39.0%、精神では「医師・病院」が39.7%と最も高くなっています。

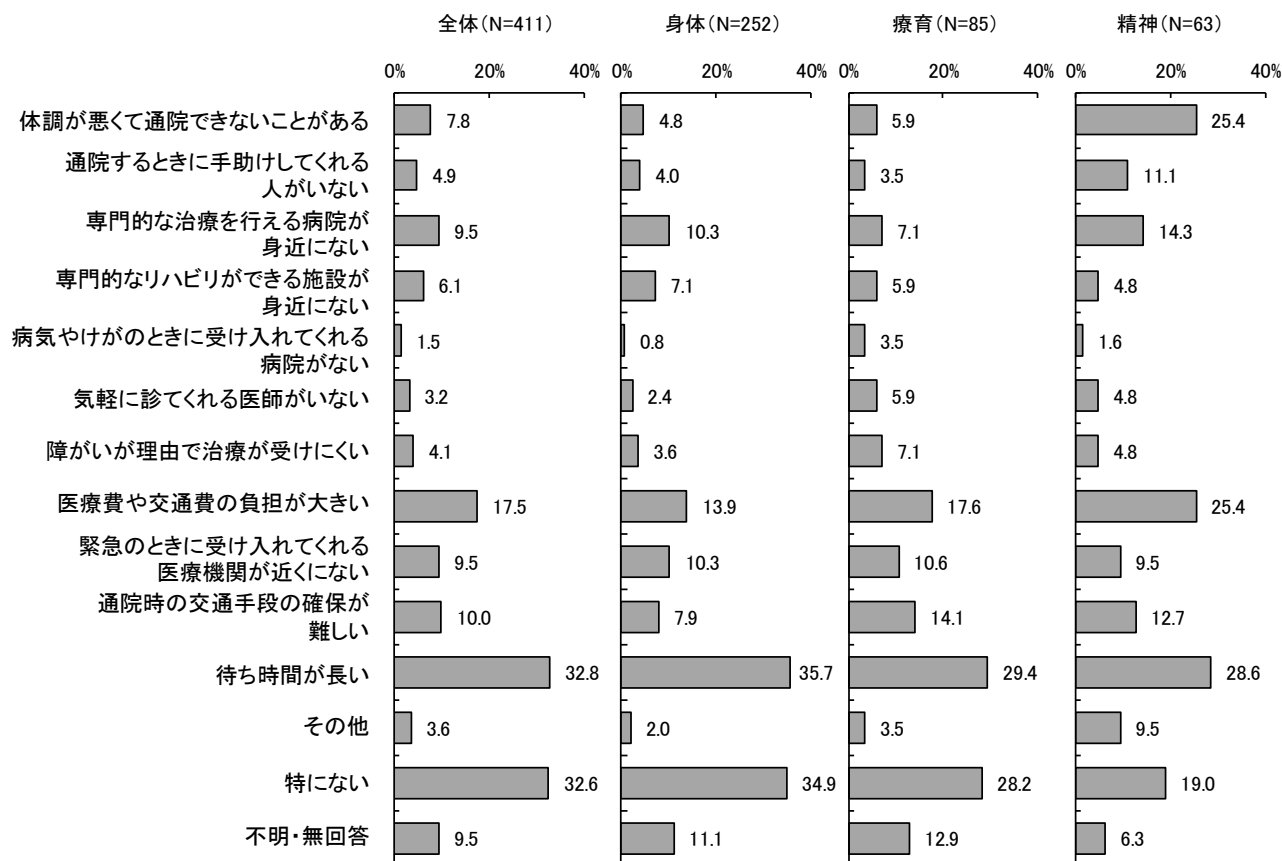


⑥通院・医療について

■通院で困っていること

通院で困っていることについては、「待ち時間が長い」が32.8%と最も高く、次いで「特にない」が32.6%、「医療費や交通費の負担が大きい」が17.5%となっています。

所持手帳別にみると、身体・療育・精神いずれも「待ち時間が長い」の割合が最も高くなっています。次いで、身体・療育では「特にない」、「医療費や交通費の負担が大きい」と続いています。精神では「体調が悪くて通院できないことがある」と「医療費や交通費の負担が大きい」がともに25.4%となっています。

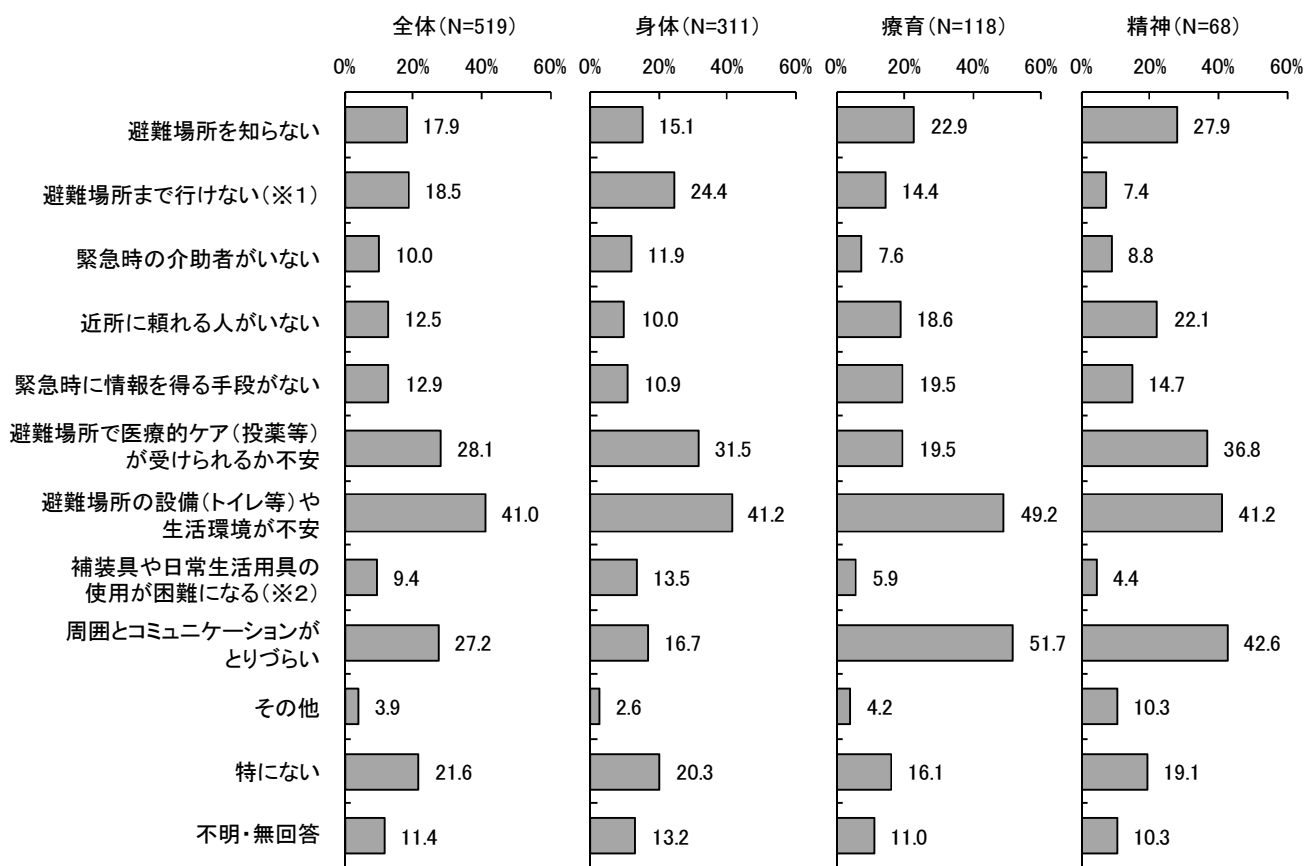


⑦ 安全・安心について

■災害時に困ること

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.0%と最も高く、次いで「避難場所で医療的ケア（投薬等）が受けられるか不安」が28.1%、「周囲とコミュニケーションがとりづらい」が27.2%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が41.2%と最も高く、次いで「避難場所で医療的ケア（投薬等）が受けられるか不安」が31.5%となっています。療育・精神では「周囲とコミュニケーションがとりづらい」がそれぞれ51.7%、42.6%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」がそれぞれ49.2%、41.2%となっています。



※1 坂や階段がある、避難場所が遠いなど

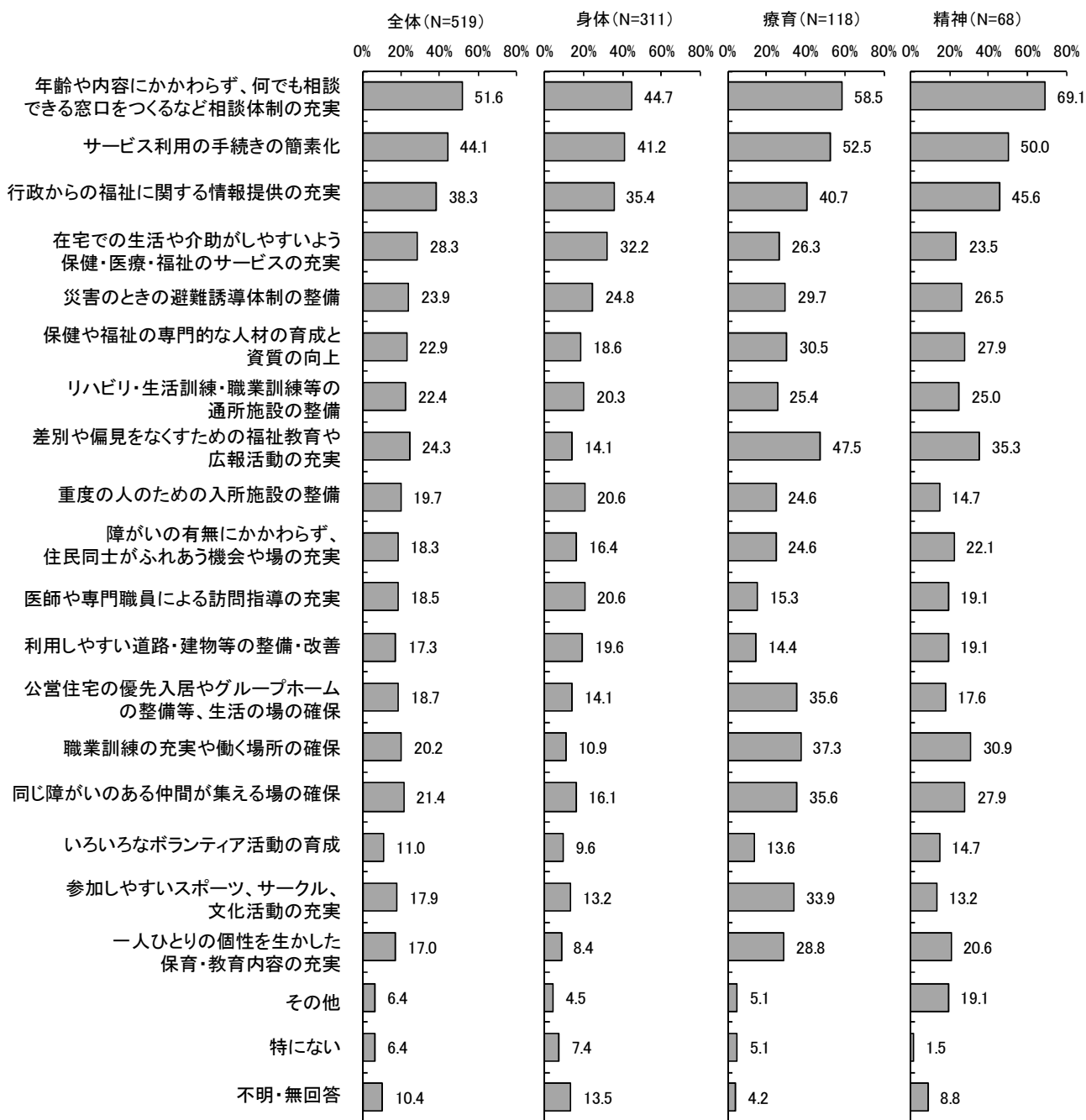
※2 入手が困難になるなども含む

⑧ 福祉のまちづくりについて

■障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「年齢や内容にかかわらず、何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が51.6%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が44.1%となっています。

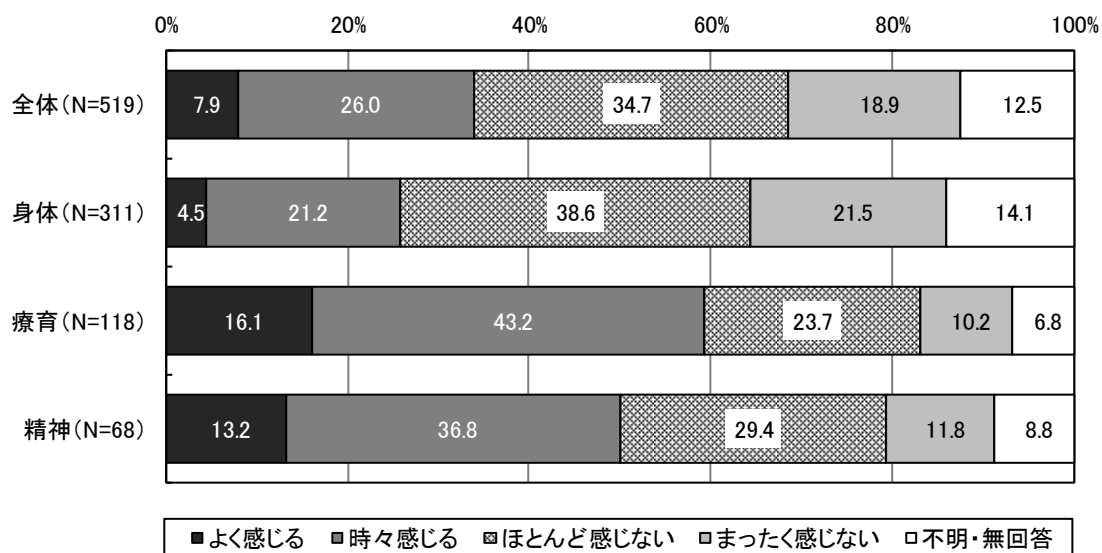
所持手帳別にみても、身体・療育・精神いずれも上位2つは全体と同様となっていますが、療育では「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が47.5%と他の障がいに比べて高くなっています。



⑨ 差別・偏見について

■障がいを理由に差別や偏見を感じることはあるか

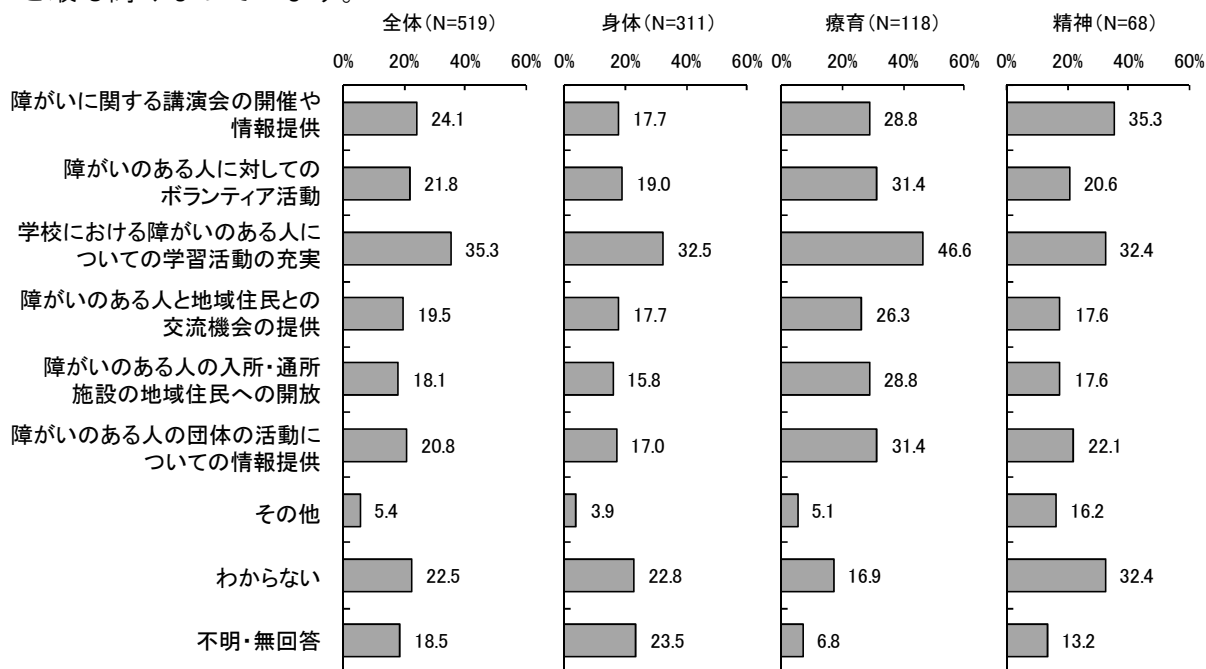
日常生活における差別や偏見については、「ほとんど感じない」が34.7%、次いで「時々感じる」が26.0%となっています。差別や偏見を感じることもある人の割合（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）は、33.9%（176件）となっており、この割合を所持手帳別にみると、身体では25.7%（80件）、療育では59.3%（70件）、精神では50.0%（34件）となっています。



■障がいのある人について、理解を深めるためにはどのようなことが必要か

障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うことについては、「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」が35.3%、次いで「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が24.1%、「わからない」が22.5%となっています。

所持手帳別にみると、身体・療育では「学校における障がいのある人についての学習活動の充実」がそれぞれ32.5%、46.6%、精神では「障がいに関する講演会の開催や情報提供」が35.3%と最も高くなっています。

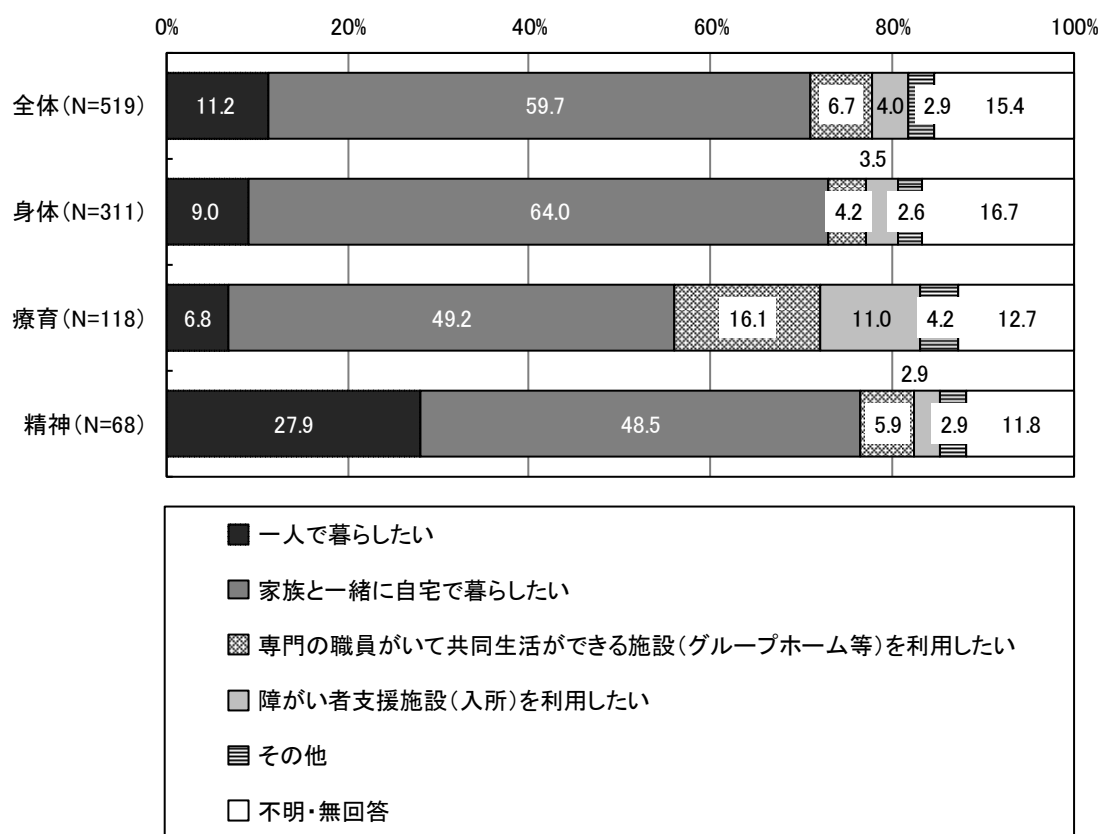


⑩ 今後の生活について

■どのように暮らしていきたいか

今後どのように暮らしていきたいかについては、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が 59.7% と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が 11.2%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム等）を利用したい」が 6.7%となっています。在宅を希望している人の割合（「一人で暮らしたい」と「家族と一緒に自宅で暮らしたい」の合計）は、70.9%（368 件）となっています。

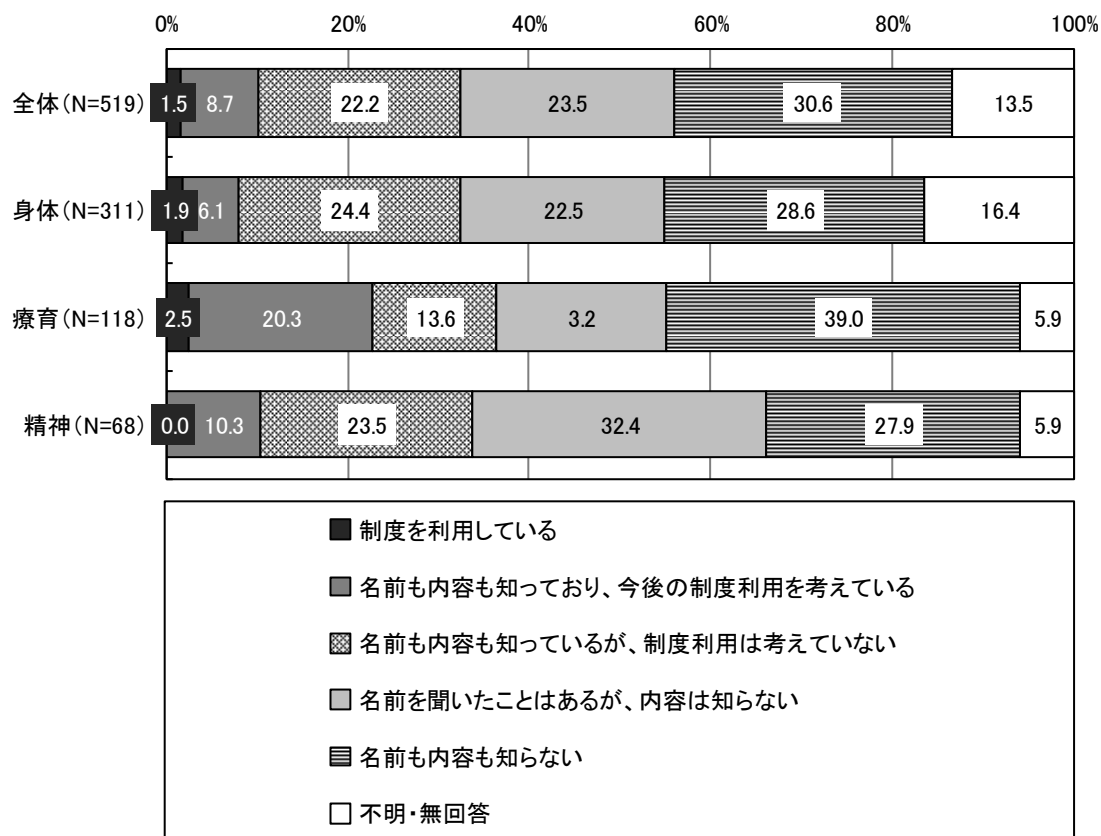
所持手帳別に在宅を希望している人の割合をみると、身体では 73.0%（227 件）、療育では 56.0%（66 件）、精神では 76.4%（52 件）となっています。また、療育では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホーム等）を利用したい」が 16.1%、「障がい者支援施設（入所）を利用したい」が 11.0%と、施設を利用したいと思う割合が他の障がいに比べて高くなっています。



■成年後見制度に関する認知度

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が30.6%と最も高く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が23.5%、「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」が22.2%となっています。「制度を利用している」と「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」の合計は10.2%（53件）となっています。

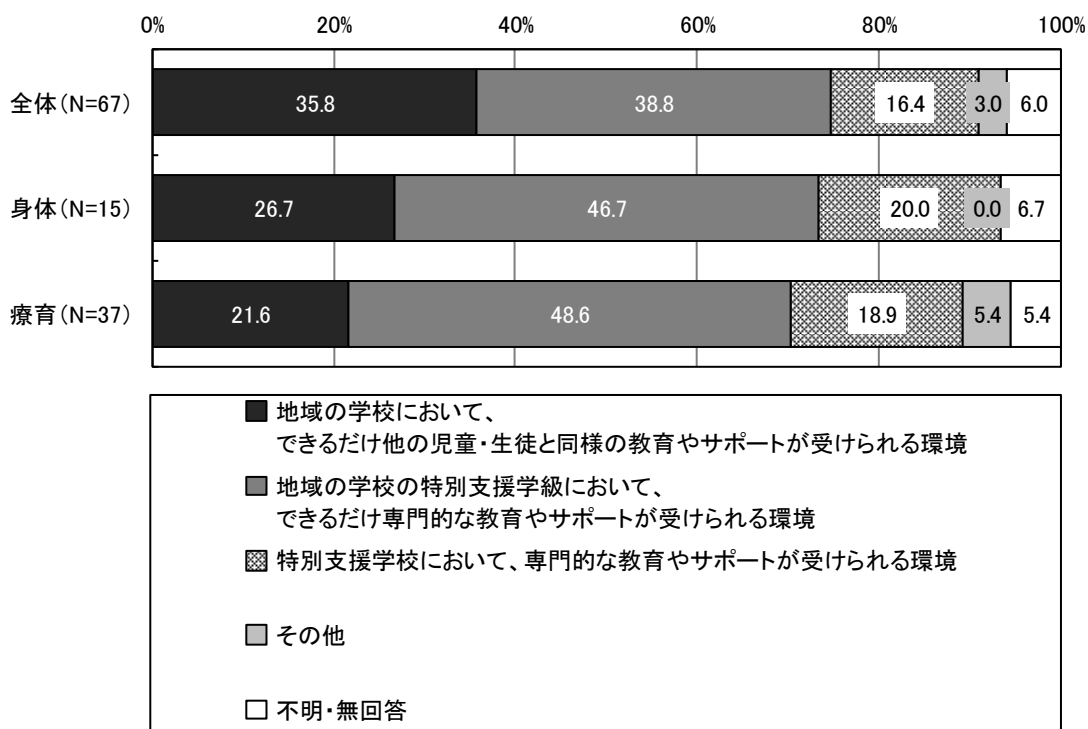
所持手帳別に「制度を利用している」と「今後の制度利用を考えている」の合計をみると、身体では8.0%（25件）、療育では22.8%（27件）、精神では10.3%（7件）となっています。



⑪ 療育・教育について

■ 望ましい就学環境

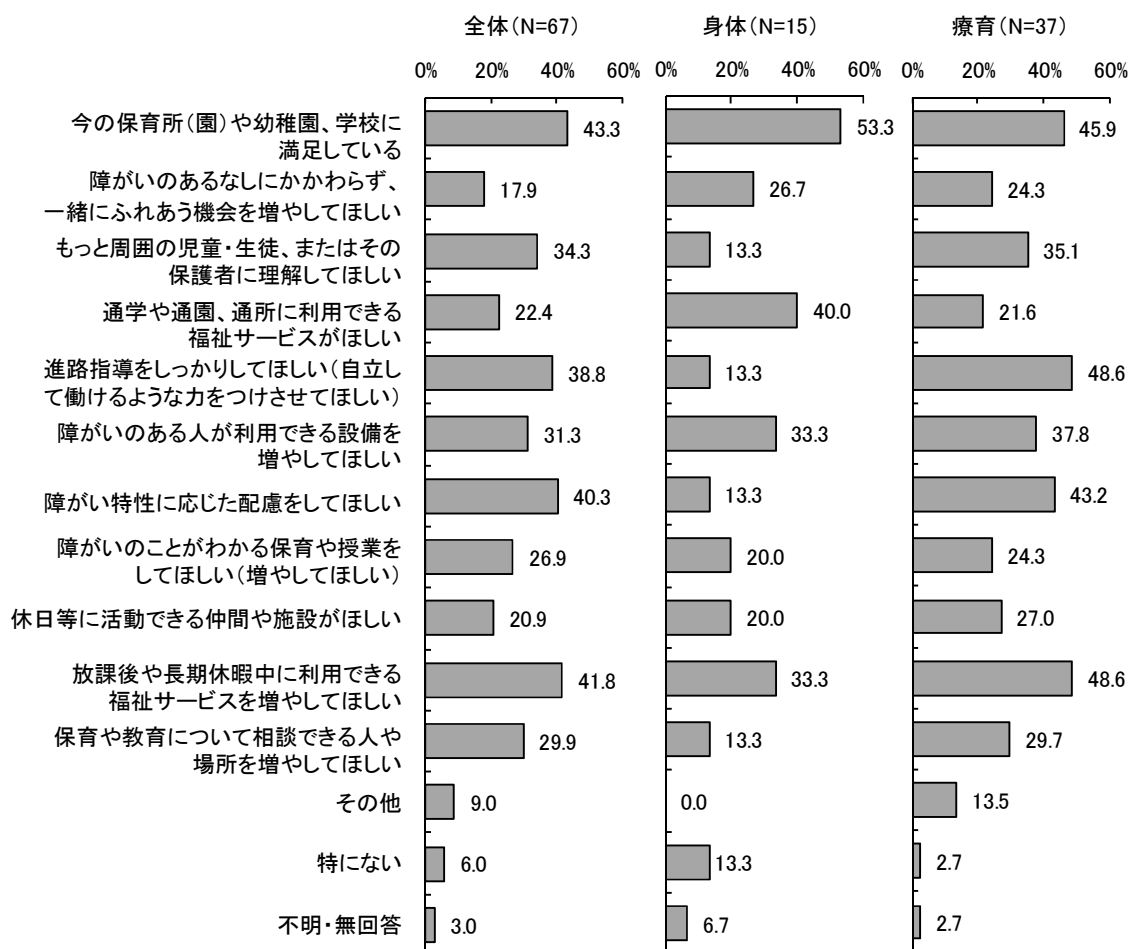
望ましい就学環境については、「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境」が38.8%（26件）と最も高く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境」が35.8%（24件）、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が16.4%（11件）となっています。



■保育や教育に、今後必要だと思う取り組み

保育や教育で今後必要なことについては、「今の保育所（園）や幼稚園、学校に満足している」が43.3%（29件）と最も高く、次いで「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」が41.8%（28件）、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」が40.3%（27件）となっています。

所持手帳別に比較すると、身体では「通学や通園、通所に利用できる福祉サービスがほしい」が40.0%（6件）、療育では「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」と「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」がそれぞれ48.6%（18件）と他の障がいに比べて高くなっています。

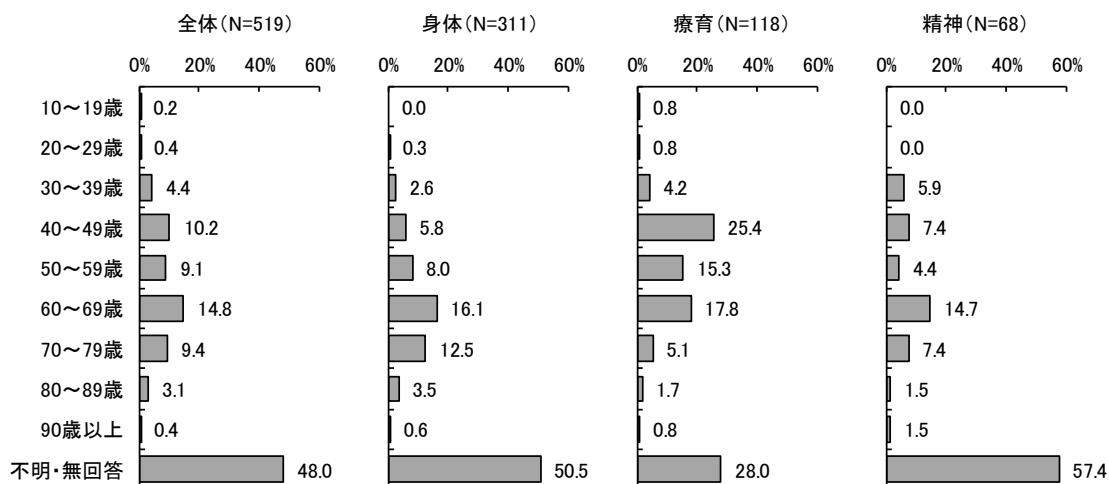


⑫ 主な介助者について

■主な介助者の年齢

介助者の年齢については、「60～69歳」が14.8%と最も高く、次いで「40～49歳」が10.2%、「70～79歳」が9.4%となっています。

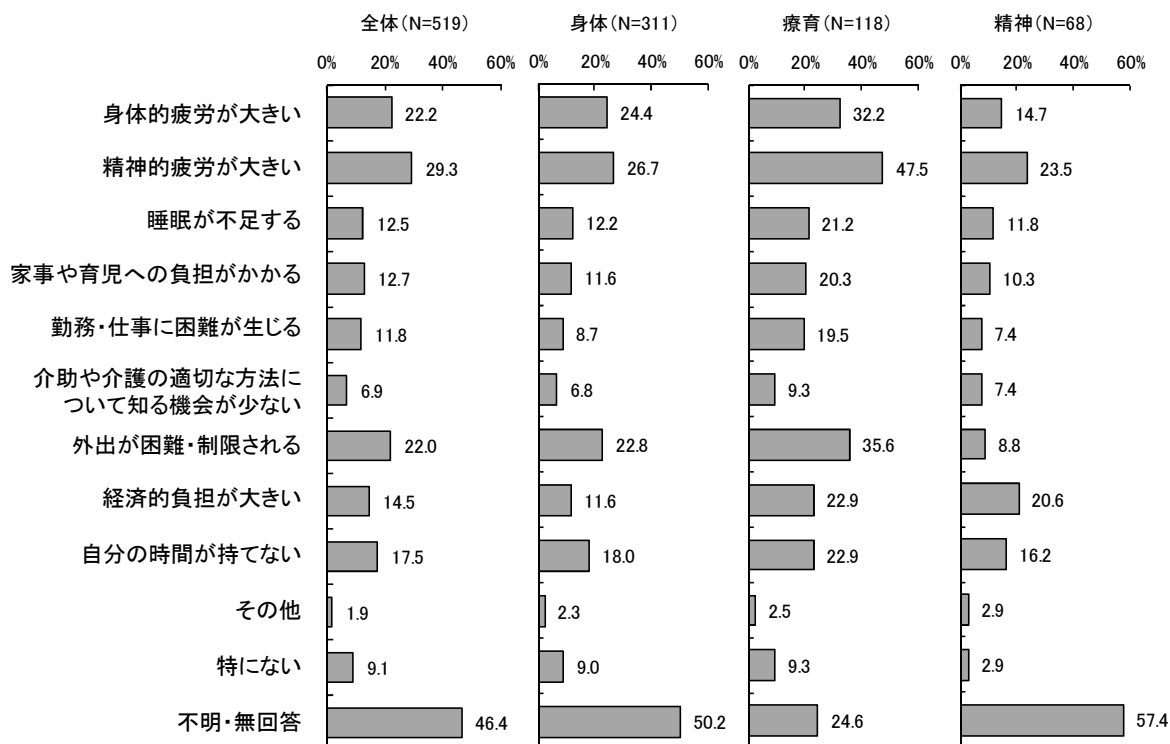
所持手帳別にみると、身体・精神では「60～69歳」がそれぞれ16.1%、14.7%、療育では「40～49歳」が25.4%と最も高くなっています。



■介助について感じていること

介助をどのように感じているかについては、「精神的疲労が大きい」が29.3%と最も高く、次いで「身体的疲労が大きい」が22.2%、「外出が困難・制限される」が22.0%となっています。

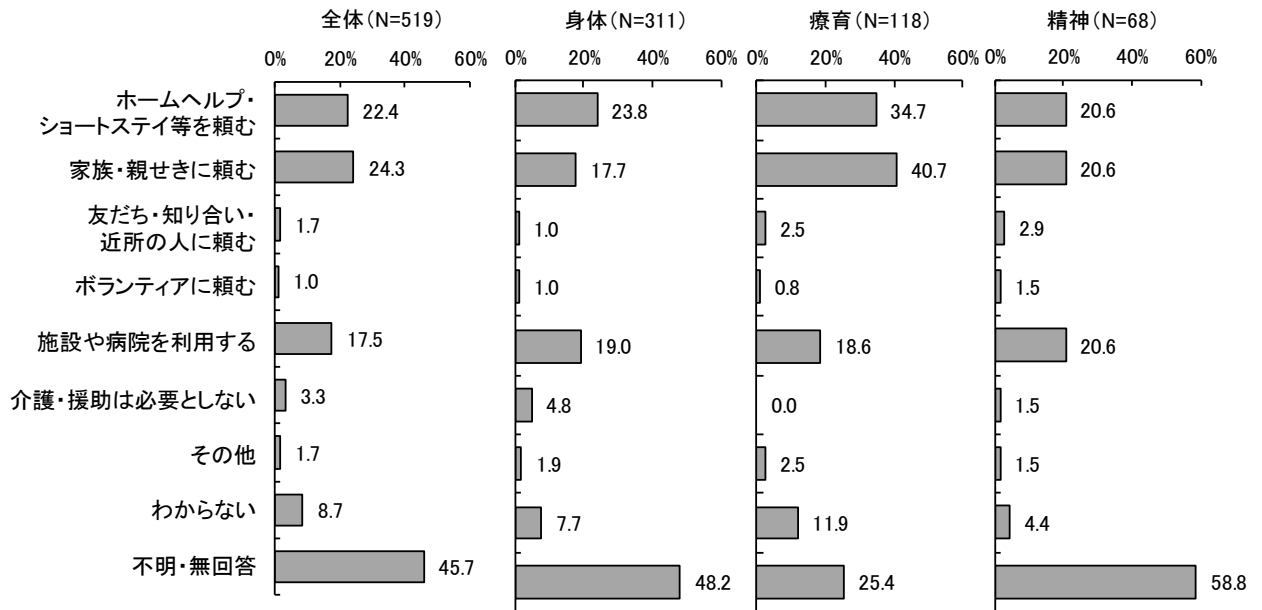
所持手帳別にみると、身体・療育・精神いずれも「精神的疲労が大きい」の割合が最も高く、次いで、身体では「身体的疲労が大きい」が24.4%、療育では「外出が困難・制限される」が35.6%、精神では「経済的負担が大きい」が20.6%となっています。



■介助者が一時的に介護・援助できなくなった場合の対応

介助者が一時的に介護・援助できなくなった場合については、「家族・親せきに頼む」が24.3%と最も高く、次いで「ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む」が22.4%、「施設や病院を利用する」が17.5%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む」が23.8%、療育では「家族・親せきに頼む」が40.7%と最も高くなっています。精神では「ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む」「家族・親せきに頼む」「施設や病院を利用する」がともに20.6%となっています。



4 第2期計画の評価

本計画の策定にあたり、「広陵町第2期障がい者計画」の実施状況や取り組み等の評価・検証を行いました。基本目標ごとに現状と取り組み及び課題をまとめています。

(1) 理解と協力の拡大

現状と取り組み

啓発・広報活動の推進

- 「人権問題」全般や「障がい者差別解消法」に関する広報掲載等、定期的な周知活動を行った。
- 職員を対象に、「障がい者差別解消法」及び「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に関する研修や手話講座を開催した。
- 成年後見制度について、利用を希望する人の相談に応じた。また、必要と思われる人に制度の説明を行った。

ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会の福祉委員制度等により、地域の見守りの強化を図った。

福祉教育の推進

- 町内の小・中学校に、視覚障がい者と盲導犬等、障がいのある人をゲストティーチャーとして招き、児童・生徒の障がいに対する理解を深めた。また、アイマスクや車椅子試乗体験を通じた学習で、身の回りにあるバリアとバリアフリーについて調べるなど、誰にとってもやさしいまちづくりに向けた意識を高める取り組みを行った。

交流・ふれあいの推進

- さわやかホール内に授産品販売コーナーを設置（週1回）するなど、障がいのある人とない人がかかわる機会を増やした。
- 文化祭において、障がい者通所施設利用者の作品を展示するスペースを設けた。
- 多くのイベントで手話通訳の配置を行った。

今後の課題

- 全職員を対象とした研修会の継続開催等、研修機会や内容の充実。
- 社会福祉協議会と連携した日常生活自立支援事業の強化。
- 障がい者の権利擁護推進に向けた、医療機関・学校関係者との連携。
- ボランティア育成体制の構築・充実。
- 福祉講座や講習会における内容の充実。
- 基幹相談支援センターの設置検討等、相談支援体制の確立。

(2) 障がい児保育・教育の充実

現状と取り組み

保育・就学前教育の充実

- 幼稚園においては加配教諭の配置、保育園においてはローテーションにより保育士を配置し、児童に応じた支援を実施した。
- 障がい児を含む全ての子育て支援を実施するため、「子育て世代包括支援センター」の設置に向け協議を行った。

教育の充実

- 特別支援学級入級児童・生徒と通常学級児童・生徒と一緒に授業を受ける交流学級を実施した。
- 各幼稚園、小・中学校の教諭の中から特別支援教育コーディネーターを指名し、コーディネーターを中心に特別支援教育の充実を図った。
- 県教育委員会特別支援教育部による学校への巡回指導や、町内の各校園において特別支援学校のセンター機能を活用した研修を実施した。
- 町教育委員会主催の教育講演会において、特別支援教育に関する講演を実施した。
- 町内全ての小・中学校に多目的トイレやエレベーターを設置した。
- 町内全ての中学校にスクールカウンセラーと臨床心理士を派遣した。
- 町内全ての小学校に相談員を配置した。

今後の課題

- 障がい児の保護者だけでなく、全ての保護者を対象とした障がいへの理解の深化。
- 教職員等の障がいに関する知識向上や、適切な支援技術の向上。
- 就学前から中学校卒業まで、一貫した教育支援体制の構築。
- コーディネーターの専門性の向上及び各校園における特別支援教育に対する理解の深化。
- 教職員の全体的な指導力の向上。
- 特別支援学級数の増加に伴う、今後の施設管理を含めた長期的な計画の検討。
- 「広陵町いじめ防止対策推進条例」に基づくスクールカウンセラー等の配置の検討。

(3) 情報の提供と相談の充実

現状と取り組み

情報提供の充実

- 窓口や広報・ホームページでサービスの利用案内や文化・スポーツ活動、ボランティア活動等の紹介を行った。
- 国・県からの情報を、町内の障がい福祉サービス事業所に提供した。
- 住民向けの手話奉仕員養成講座を毎年実施した。
- 窓口で必要に応じて書面等で情報を提供するなど、正確に伝わるよう努めた。

相談事業の充実

- 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会を定期的に開催し、地域課題等について協議・検討を行った。
- 障がいの特性等、必要な知識をもって、相談者に応じた対応に努めた。
- 個人情報の保護に細心の注意を払いながら、関係機関との密な連携のもと相談事業を実施した。

今後の課題

- 相談窓口やインターネット等を利用した、より一層の情報提供の充実。
- 手話通訳養成講座受講者の増加に向け、周知のあり方を検討。
- 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会や関係機関との課題や対策、情報の共有化。
- 相談支援のニーズ増加に対応するための相談支援事業者の確保。
- 来庁や電話以外の方法による相談受付体制の強化。

(4) 健康づくりの充実

現状と取り組み

早期発見・早期療育の充実

- 支援が必要な幼児に対し、作業療法、個別相談、発達検査等を組み合わせて実施するなど、療育教室や個別療育の機会の充実を図った。
- 毎年夏季教育相談を実施し、障がい児の就学先等について相談を行った。
- 中学校において、臨床心理士による派遣発達相談を月に1回実施した。
- 平成29年度から小学校を中心にスクールソーシャルワーカーが巡回相談を行い、児童の支援の要否について学校に助言を行った。
- 生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、助産師・保健師による全戸訪問を実施した。
- 健診や相談を通じて、幼稚園・保育園と連携し、必要な支援を行った。

医療・保健の充実

- 障がい者歯科衛生診療所で診療を希望する人の相談に応じた。
- がん検診、特定健診、健康診査、若年者健診の受診率向上に向けた取り組みや、あらゆる機会を利用した保健事業の啓発を実施した。

心の健康づくりと支援体制の充実

- 「心の健康相談室」に精神保健福祉士・保健師等、専門知識を有する職員を配置し、相談体制を確保することにより、精神疾患の早期発見、充実に努めた。
- 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において、退院可能な長期入院患者の退院促進を図るため、アプローチ方法について検討を行った。

今後の課題

- 幼稚園・保育園と連携した早期療育のための支援体制の構築。
- 「障がい」と診断された初期の段階における、本人及び家族に対する精神面等を支える相談支援体制の充実。
- 地域福祉活動やボランティア等を活用した、地域ぐるみの健康づくり活動を推進するための体制づくり。
- 医療を受けやすい環境づくりについて、県との連携方法を検討。
- 精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発。
- 社会復帰をめざす精神障がい者の生活を支援する相談支援体制の強化。
- 退院可能な長期入院患者の退院促進についての検討。

(5) 福祉サービスの充実

現状と取り組み

在宅サービス等の充実

- 地域生活を支援するため、必要なサービスを適切に提供した。
- 有資格者である専門職の配置や、関連分野の研修への参加等、福祉人材の養成・確保に努め、相談体制の充実を図った。
- 障がい者本人や家族介護者の高齢化に合わせ、関係部署間で必要な情報を共有するなど連携をし、対応に当たった。
- 家族介護者の心身の負担軽減を図るため、利用可能なサービスの情報提供を行った。

経済的自立の支援

- 相談者に障がい福祉サービス（就労支援）や障がい者就業・生活支援センターの利用を促し、雇用・就労を支援した。
- 各障がい者手帳交付時に、町作成のパンフレットを用いながら、障がい基礎年金や各種手当・助成・減免等の制度の周知を行い、活用を促進した。

施設サービスの充実

- 施設サービスが必要な人に対し、障がい種別や特性等に応じて適切な調整を行った。

今後の課題

- 重度訪問介護サービスや重度障がい者等包括支援サービスにおいて、夜間対応可能な事業所の開拓方法についての検討。
- 緊急時に受け入れが可能な短期入所サービス事業所の早期確保。
- 医療的ケアが必要な重度心身障がい者・児が利用できる短期入所施設の情報収集。
- 障がい福祉サービス事業所の情報を利用者に提供できるよう、各事業所の特色の把握。
- より充実した支援が行えるよう、関係部署が保持している情報・課題の共有。
- 学校卒業後に保護者が交流・情報交換できる場づくり。
- 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会（就労支援部会）において、さらなる雇用・就業施策推進に向けた協議の実施。
- スムーズに制度を活用できるよう、多様な方法による情報の発信。
- 成年後見制度の周知と制度活用に対する支援。
- わかりやすい制度案内の検討。

(6) 就労と社会参加の拡大

現状と取り組み

雇用の促進と安定

- 障がい者雇用促進に向けて、ハローワークをはじめ、関係機関と協議した。

職業訓練の充実

- 障がい者雇用につながるよう、特別支援学校や障がい者就業・生活支援センターから実習生を受け入れた。

福祉的就労環境の整備

- 町内には3か所の就労継続支援（B型）事業所と5か所の生活介護事業所があり、一定の福祉就労環境が整備されている。
- 町内の障がい者通所事業所と、優先調達のための推進会議を実施した。

日中活動の場の整備

- 本人の心身の状態に応じ、適正な日中活動系サービスの提供・給付を実施している。
- 地域活動支援センターは町内に整備されていないが、近隣市町村と契約し利用可能な事業所の確保に努めた。

生涯学習・スポーツの支援

- 町立図書館において、平成21年度末から平成28年度末までに、大活字本を100冊（計1,600冊）、点字本を34冊（計111冊）増冊した。また、平成28年度に電子図書の導入を行い、障がい者支援サイトを開設した。
- 県で行われる障がい者スポーツ大会等について、広報等を通じ周知を行った。

今後の課題

- ハローワークや奈良障がい者職業センターとの連携の強化。
- 就業面・生活面での相談支援に加え、就職後のフォローアップ体制の確立。
- 障がいがあることを雇用主が把握していない場合の対応についての検討。
- 地域活動支援センターへの移動手段の確保。
- 障がいの有無にかかわらず参加できる生涯学習・スポーツの充実に向けた検討。
- 町内の各体育館・施設に対する、バリアフリー化のための整備。

(7) 住みよいまちづくりの推進

現状と取り組み

福祉のまちづくりの推進

- 施設の新築・改修時に、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に適合するよう実施した。
- 集会所等において、安全で快適に過ごせるよう改修を行った。

交通環境の整備

- 平成 28 年 10 月にコミュニティバス車両のバリアフリー対応を実施した（一部非対応）。
- 既存歩道における段差の解消に努めた。また、新規に計画する歩道については、バリアフリー対応型を積極的に採用した。
- 道路パトロールと併せて通行の妨げとなる放置物の確認を行い、発見時には速やかに指導を行った。
- 各障がい者手帳交付時に、各種交通機関の割引制度や助成、自動車改造費助成、運転免許取得助成等の制度を案内し、利用促進を図った。

住宅環境の整備

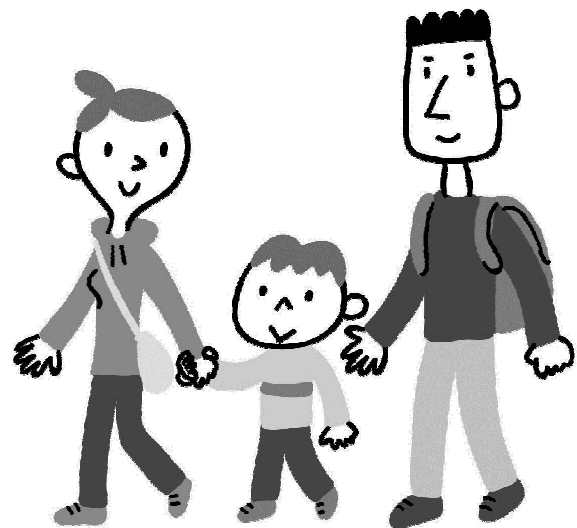
- 障がい者の生活の場の整備を進めるため、グループホームを開設する事業所に対し補助を行った。
- 段差解消や手すりの取り付け等の住宅改修にかかる費用の補助を行った。

防災・防犯対策の推進

- パンフレット「知っておきたい防災対策」において、各災害別に防災対策を区分し、イラスト等を用いながら、わかりやすく解説した。
- 町内の複数の地域で自主防災組織を立ち上げ、定期的に防災訓練を実施した。
- 青色灯付パトロールカーによる定期的なパトロールや各種関係機関と連携した防犯パトロール、ボランティアによる地域見守り活動等を行った。
- 平成 28 年度までは中学校区ごとに防災訓練を実施、平成 29 年度は各小学校区で防災訓練を実施した。
- 防災無線の整備や、聴覚障がい者にも災害の発生を周知できるよう、携帯エリアメールの環境整備を行った。
- 防災倉庫備蓄品として、ユニバーサルトイレやオストメイト専用ポータブルトイレ、紙おむつ等を準備した。

今後の課題

- 小売店や企業等に対する、障がいのある顧客への対応や障がい者に対する理解を深めるための啓発。
- 公共交通機関におけるバリアフリー化の促進。
- ボランティアの育成方法についての検討。
- 通学・通所目的の移動や施設入所者の移動にかかる負担軽減措置についての検討。
- グループホーム等、障がい者の居住地の確保。
- 障がい者の視点に立った避難支援のあり方の検討。
- 町内全ての区・自治会において、「共助」意識醸成のための防災訓練や防災学習の実施。
- 地域見守りボランティアの増員に向けた取り組み。
- 地域における要配慮者への災害時支援実施に向けた、自主防災組織に対する情報提供と、連携についての協議。
- 防災訓練への障がい者の参加促進。
- 避難場所等のバリアフリー化の促進。



5 今後の施策展開にあたっての課題

課題 1 充実した暮らしを支えるための仕組みづくり

障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして、アンケート調査結果をみると、どの障がいにおいても「年齢や内容にかかわらず、何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。障がい者が生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、地域の身近な相談窓口や専門相談機関の充実等、相談体制を整備することが求められています。

また、障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先について、アンケート調査結果をみると、「家族・親せき」や「医師・病院」、「町の広報紙やガイドブック、ホームページ」が高くなっているほか、知的障がい者では「福祉施設や作業所等」が、精神障がい者では「役場」が高く、情報の入手先は多様であることがうかがえます。障がい者やその家族に必要な情報を的確に伝えるために、医療・福祉等、各関係機関との連携を図るとともに、障がいの状況に合った情報提供が必要です。

課題 2 ライフステージに沿った一貫した施策の展開

障がい者が住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るため、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。本町では、関連各部署や関係機関との連携を進めてきましたが、個々のライフステージに応じた課題を含む多様な生活ニーズに対応するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携をさらに強化し、課題の解決に取り組むことが必要です。

特に、保育や教育に今後必要なこととして、アンケート調査結果をみると、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」や「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」、「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」等が高くなっています。保健・医療・福祉のほか障がい児の基本的な生活能力の向上や社会参加につなげていくためのきめ細かな支援体制の整備を図ることが重要です。

課題3 安全・安心の環境づくり

全ての人が生活や移動に不自由を感じることなく、また、身の危険を感じることなく暮らせる環境づくりが求められています。災害時に困ることについて、アンケート調査結果をみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」や「避難場所で医療的ケア（投薬等）が受けられるか不安」が高くなっているほか、知的・精神障がい者では「周囲とコミュニケーションがとりづらい」が高くなっています。障がい種別によっても内容が異なることから、障がいの状況に合った災害時の支援体制の強化等、災害対策の充実が必要です。

また、障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、交通や建物のバリアフリー化等の生活環境の整備や、防犯対策、交通・移動対策等の取り組みを推進することが求められます。

課題4 障がい者の自立を促す環境づくり

障がい者が自立した生活を送るためには、一人ひとりが持つ能力を発揮することができるよう、働く場や活動の場の充実を図ることが必要です。就労支援に必要なこととして、アンケート調査結果をみると、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」や「企業等における障がい者雇用への理解」が高くなっていることから、職場における障がいや障がい者に対する理解の促進を図ることが求められています。

また、就労支援だけでなく、スポーツや文化芸術活動等の各種活動への参加機会の拡充等、障がい者の社会参加を促す環境づくりを進めることが求められます。

課題5 障がい者への差別の禁止と合理的配慮の提供

平成28年に「障がい者差別解消法」が、奈良県においても同年4月1日に「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。障がいを理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められている中、障がいを理由とした差別や偏見について、アンケート調査結果をみると、知的障がい者では約6割、精神障がい者では5割が『感じる』と回答しており、差別や偏見は依然として存在していることがうかがえます。

今後は、多方面に向けての差別や偏見の解消に向けて啓発活動や福祉教育を推進していくことが必要です。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

障がい者が生涯を通じて いきいきと暮らせるやさしいまち

「障がい者基本法」では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

本町ではこれまで、障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、全ての人がふれあい、支え合いながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる社会の実現をめざしてきました。

こうした考え方や取り組みを踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らすことができるやさしいまちの実現をめざします。



2 基本目標

1 日々の暮らしを支えるまち

障がい者やその家族が安心して地域で生活ができるよう、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた相談支援体制の充実に取り組みます。併せて、福祉サービスの利用等においては、自己選択・自己決定が基本となることから、意思表示が困難な障がい者に対しても、本人の思いを汲み取ることでできるケアマネジメント体制の充実等に努めます。

また、障がい者やその家族に対して、障がいのことや福祉サービスの必要な情報を的確に伝えることができるよう、多様な情報システムの構築と各関係機関との連携を図ります。さらに、地域福祉活動の活用やボランティア育成を促進することで、地域ぐるみでの障がい福祉の推進を図ります。

2 生涯を通じて暮らせるまち

障がい者が地域で充実した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス提供体制の充実に向けた施策を展開します。

また、障がい者がかかりつけ医に相談しながら、必要なときに専門医療を受けられるよう、医療体制の確保を図るとともに、入院患者で退院可能な人が早期に退院し、地域で自立した生活ができるよう、各関係機関が連携し、退院を促進するための体制の構築に取り組みます。

さらに、障がい児や発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、支援体制の確保に取り組み、一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育の充実を図ります。

3 安全・安心なまち

障がい者が、日常生活において安全で安心な生活ができるよう、防犯対策や交通・移動対策に取り組み、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害時に、障がい者の安全が速やかに確保され必要な支援が受けられるよう、体制整備を推進します。

さらに、全ての人々が安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備にも取り組みます。

4 自立した生活を支えるまち

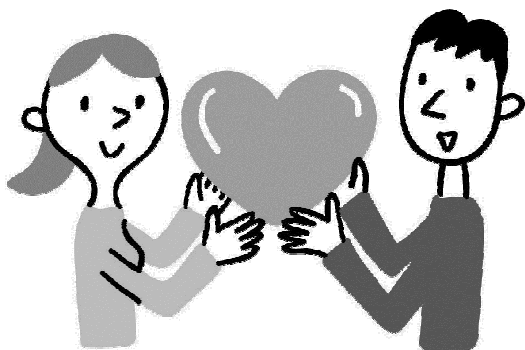
働くことを通じて経済的な基盤を得るとともに、自信や喜び、生きがいを見出し、自分らしく生活できるよう、雇用の確保や就労における支援体制の強化・推進に努めます。また、一般就労をする人が増加することで、就労に伴う生活面のニーズも増大することが考えられるため、就労定着を支援する体制の構築・充実を図ります。

さらに、障がい者が地域社会の一員として社会参加し、自己実現を図ることができるようスポーツ・文化芸術活動等、地域における様々な活動を展開し、参加を促す取り組みを推進します。

5 ともに支え合うやさしいまち

障がい者の基本的人権を尊重することはもとより、一人ひとりの生活の様々な場面において、障がいを理由とした差別や権利・利益の侵害がないよう、住民が常に人権を尊重する心を持ち、互いに理解を深めながらともに支え合い、助け合えるような環境づくりを進めます。

また、障がい者が生涯を通じて心豊かな充実した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護等の生活にかかわる支援に取り組めます。



3 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の展開

障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまち

1
日々の暮らしを支えるまち

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) ボランティアの育成

2
生涯を通じて暮らせるまち

- (1) 生活支援の充実
- (2) 保健・医療サービスの提供
- (3) 教育・療育の充実

3
安全・安心なまち

- (1) 日常生活における安全・安心の確保
- (2) 災害時の安全・安心対策の強化
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4
自立した生活を支えるまち

- (1) 雇用と就労・就労定着の推進
- (2) 社会参加の促進

5
ともに支え合うやさしいまち

- (1) 理解と啓発の促進
- (2) 差別解消及び権利擁護の推進

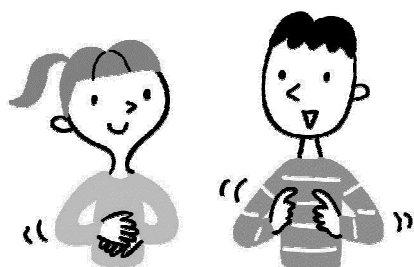
第4章 分野別施策の展開

1 日々の暮らしを支えるまち

(1) 情報提供の充実

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、必要な情報を的確に伝えることが重要です。本町においては、広報や窓口、ホームページで福祉サービスや文化・スポーツ活動等に関する情報を発信していますが、未だに相談機関や病院の窓口で情報を得るといった人が多い状況です。引き続き、広報や窓口、ホームページ等あらゆる手段を用いて情報提供に努めるほか、各関係機関との連携を図り、情報提供体制を充実することが必要です。

施策・事業	内容
①制度、サービスや活動に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との連携を図り、情報提供体制の強化に取り組みます。・ ホームページ等を活用し、公共サービス、福祉サービスのほか、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等の紹介を積極的に行い、情報の充実を図ります。
②情報環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 手話の普及を進めるとともに、手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話通訳ができる人材の育成・確保を図ります。・ 広報紙や役場が発行する冊子等の読みやすさへの配慮を進めます。・ ホームページを障がい者が閲覧しやすいよう、改善していきます。



(2) 相談支援体制の充実

障がい者が地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえたきめ細やかな相談支援体制の構築が必要です。

平成 24 年の障がい者自立支援法改正以降、基幹相談支援センターの設置推進や地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、サービス等利用計画の対象者の拡大等、相談支援体制のより一層の推進が求められています。

今後は、多様化かつ複雑化している相談内容に対応できるよう、相談支援体制の強化とともに、より相談しやすい環境を整える必要があります。

施策・事業	内 容
①相談窓口の一元化	<ul style="list-style-type: none">・ 基幹相談支援センターの設置や窓口の一本化により、あらゆる相談に対応できる場所を確保するとともに、障がいに関する情報の集約を図ります。
②相談事業者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none">・ ニーズを的確に踏まえた障がい福祉サービス利用計画を作成し、適切な支援が行えるよう、相談支援事業所の確保と相談支援専門員の資質の向上に努めます。・ 利用者からの相談やサービス利用のあっせん・調整等を行う相談支援事業者の充実のため、民間事業者への委託も含めて相談員の育成・確保を推進します。
③身近な相談場所の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 民生委員・児童委員やボランティア団体等と適切な連携をとりながら、支援が必要な人に対する見守り活動を実施するとともに、地域において気軽に相談できる体制の整備を支援します。・ 相談機関につながらない要支援世帯の早期発見と見守りを行う体制を整備します。・ 来庁や電話だけでなく FAX や電子メール等、より相談しやすい環境を整えます。



(3) ボランティアの育成

障がい者の日々の暮らしを支援するためには、行政や民間事業所等のサービスだけではなく、民生委員・児童委員、福祉委員等による地域福祉活動の活用やボランティアの協力が不可欠です。

本町では、広陵町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティア活動をした人ボランティアを必要とする人の相談窓口として、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っています。今後は、ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、ボランティアの育成が重要となります。

施策・事業	内容
①身近な地域での見守り	・社会福祉協議会の福祉委員制度における福祉委員の全地区への設置等、町内の全ての地域で見守り活動が展開されるよう、地域福祉活動の取組みを推進します。
②ボランティアセンターの機能強化	・ボランティアセンターの役割について検討し、機能強化を図ります。 ・ボランティアセンターへの支援を行うとともに、密接な連携を図ります。
③ボランティア活動の条件整備	・ボランティアを育成するため、各種講習会や研修会等を実施します。 ・ボランティア活動に対する必要な支援を行います。
④関係団体の活動支援	・障がい者団体及び家族会への参加を促進し、それらの団体等への活動支援を行います。 ・各種団体や企業等に対してボランティア活動への参加を呼びかけます。



2 生涯を通じて暮らせるまち

(1) 生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、必要とするサービスを適切に利用できることが重要です。そのためには、福祉サービスの内容の充実やサービス提供者の質の向上を図る必要があります。

また、障がい者及びその家族の高齢化に伴い、家族介護者への支援や福祉サービスの再整備、介護保険との連携等が求められています。さらに、障がい児に対する支援ニーズの増加に対応するため、サービスの充実・強化が必要です。

施策・事業	内 容
①障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに合わせた適切なサービスを提供できるよう、福祉サービス事業所等との連絡調整に努めます。 ・適正にサービスが提供されるよう、相談支援事業者やサービス提供責任者に対する指導や学習機会の提供を行います。
②地域移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設や精神科病院からの地域生活移行促進のため、グループホームの整備を支援するとともに、一人暮らしを希望する人への支援体制の充実・強化を図ります。
③経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税等の減免、公共料金の割引や自動車改造費の助成等、障がい者に対する税制上の措置等諸制度の周知と活用を促進を図ります。また、制度の周知漏れがないように、わかりやすい啓発に努めます。
④関係機関との協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・広陵町・香芝市・葛城市・大和高田市及び、雇用、福祉、保健、医療、教育、障がい当事者団体等からなる中和地区3市1町障がい者自立支援協議会を利用し、定期的に地域課題の共有及び検討を行います。 ・関係機関相互のネットワーク構築を推進します。
⑤福祉人材の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の福祉ニーズの多様化に対応するため、福祉サービスを担う職員はもとより、関係機関職員に対しても研修や学習の機会を提供します。
⑥家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本人と家族介護者に対する支援をさらにきめ細やかなものにするために、必要に応じて障がい者・児童・高齢者の各担当部署や地域包括支援センターと情報共有を図ります。 ・家族介護者の精神的負担を軽減するため、保護者が交流・情報交換ができるネットワークづくりの支援を進めます。 ・家族介護者の心身の負担軽減を図るため、短期入所等の必要なサービスの提供に加え、介護者からの相談支援体制を整備します。

(2) 保健・医療サービスの提供

障がい者が生活の様々な場面において、社会的に自立し、安心できる環境を築くためには、かかりつけ医に相談しながら、必要なときに専門医療を受けられる医療体制が重要です。

また、精神疾患を理由に入院している患者の中には、社会的要因により入院が長期間にわたっており、住まいの場や地域での支援体制等が整えば退院できる人も多いとされています。長期入院患者の地域移行を支援するためには、地域での支援体制を整備することが重要です。

施策・事業	内 容
①医療・保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が医療を受けやすい環境づくりを県や関係機関に対して働きかけます。 ・各種保健事業の受診・参加の呼びかけ等、あらゆる機会を捉え、保健事業を啓発します。 ・地域における健康づくり活動に障がい者が参加しやすい環境整備に努めます。
②早期発見・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康相談」等の利用を促進し、精神疾患の早期発見・早期治療に取り組みます。
③社会復帰への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰をめざす精神障がい者の地域での暮らしを支援するため、地域活動支援センター、グループホーム等の整備拡充を働きかけます。 ・相談支援や在宅サービスの利用等により、精神障がい者の自立と社会参加を促進します。
④退院促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院から退院可能な人が、早期に退院して地域で自立した生活ができるよう、退院から地域生活に移行するまでの対応手順を作成するなど、円滑な地域移行をめざします。 ・再度入院とならないよう、地域で見守り、支える体制づくりを検討します。
⑤精神疾患に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報や、町が開催するイベントにおいて、精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発を行い、住民の精神障がいに対する正しい理解を広めます。



(3) 教育・療育の充実

障がい児や発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすためには、一人ひとりの個性に応じた療育・保育・教育を早期に確保することが重要です。障がい児の数は増加傾向であるため、障がい福祉サービスや教育・療育体制のより一層の充実が求められています。

また、本町では、障がいの早期発見・早期療育の支援を行うために、新生児の訪問指導や健康相談、乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査を実施しています。障がいの疑いがある場合は、保健所やこども家庭相談センター等と連携を図り対応していきます。

施策・事業	内 容
①早期発見・早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、育児相談、発達相談等の機会の活用により、障がいの早期発見に努めます。また、関係機関と連携し、早期療育体制の整備を推進します。 ・早期から適切な支援が受けられるよう、生後4か月までの乳幼児がいる家庭に対し、助産師・保健師による全戸訪問の実施や、保健師と幼稚園・保育園等の関係機関が連携し、情報の共有を図ります。 ・障がいの早期発見・早期療育や就学に向けた支援を推進します。
②保育・就学前後教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性や発達段階等に応じた対応ができるように、幼稚園・保育園・学校が連携し、保育・教育内容の充実に努めます。 ・幼稚園や保育園、認定こども園等に専門家を派遣し、保育士・教職員に対し、個々に応じた対応ができるよう指導します。 ・障がいがある就学児童の放課後の居場所づくりについて、放課後子ども育成教室のスタッフの充実等、障がいのある児童が安心して過ごすことのできる場所を確保します。
③相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育て支援計画を作成するなど、一貫した相談支援を実施します。 ・スクールカウンセラーを活用し、保護者や児童が相談しやすい体制を整備します。
④教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前から中学校卒業まで個別の教育支援計画を作成し、一貫した教育支援を行います。 ・特別支援学級入級児童・生徒と通常学級児童・生徒と一緒に授業を受ける交流学級を継続的に実施するなど、障がいのある子どもとない子どもの交流及び共同学習機会の確保と内容の充実に努めます。

施策・事業	内 容
⑤支援者の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育の充実を図ります。また、コーディネーターの専門性の向上を図ることで、各校園での特別支援教育への理解を深めます。 ・ 県教育委員会特別支援教育部による学校への巡回指導や、小・中学校の教職員に対する研修を継続的に実施し、全体的な指導力の向上に努めます。
⑥障がいに対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発資料の配布や交流教育、懇談会の実施により、全ての児童や保護者に対して、障がいのある児童・生徒とその教育についての理解の促進を図ります。
⑦学校施設の整備改善（施設と心のバリアフリー）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある児童・生徒が使いやすく、安全性が確保された学校施設にするため、特別支援学級数の増加に合わせ、学校施設や設備整備の長期的な計画を検討します。 ・ 各小学校に相談員、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、障がいについての相談をはじめ、不登校、いじめ等あらゆる問題について、早期解決や改善に努めます。



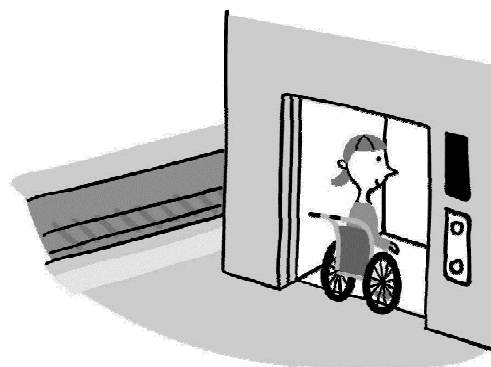
3 安全・安心なまち

(1) 日常生活における安全・安心の確保

日常生活において安全・安心に暮らすためには、防犯対策や交通・外出支援に取り組み、障がい者に配慮したまちづくりを推進することが重要です。

本町においては、コミュニティバスのバリアフリー化や警察と連携した定期的な防犯パトロール、ボランティアによる地域見守り活動を行ってきました。今後は、さらなる外出支援の充実と、犯罪に巻き込まれない体制づくりが必要です。

施策・事業	内 容
①交通・外出支援	<ul style="list-style-type: none">・障がい者が円滑に外出することができるよう、外出支援の利用促進と、ボランティア等支援者の人材確保に努めます。・障がい者が気軽に外出できるよう、福祉タクシー等の利便性を高め、利用促進となるよう努めます。・タクシー利用時の助成等、各種助成制度の利用を促進し、障がい者の外出に伴う負担を軽減します。・放置自転車等、道路上の放置物に対する指導を実施し、安全な歩行空間の確保に努めます。・近鉄箸尾駅をはじめ、駅やバス停標柱案内板、コミュニティバスが乗り入れている駅舎等の公共交通機関において、奈良県地域交通改善協議会等と連携をとりながら、バリアフリー化に努めます。
②防犯対策の整備	<ul style="list-style-type: none">・防犯関係者による講習会の開催等を通じ、地域全体の防犯意識の向上に努めます。・障がい者を含め、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりのために、警察署をはじめとする関係機関と連携し、青色灯付パトロールカーによる定期的な防犯パトロールやボランティアによる地域見守り活動を継続して実施します。・聴覚や言語等に不自由があり、電話を使えない人が、FAX や電子メールで警察・消防に緊急通報する方法について、ホームページや広報等で、積極的に広報を行います。



(2) 災害時の安全・安心対策の強化

平成 23 年に発生した東日本大震災において、宮城県では障がい者の死亡率が住民全体の 2.5 倍に及ぶなど、援助が必要な人の避難支援が喫緊の課題となっています。

本町においては、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報に留意しながら、援助が必要な人の把握に努めてきました。今後は、地域における災害時の支援体制を整備することが求められています。

施策・事業	内 容
①知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に障がい者が迅速かつ安全に避難できるよう広陵町ハザードマップの改定や「(仮称) 高齢者・障がい者等避難支援マニュアル」を作成するとともに、防災知識の普及・徹底に努めます。 ・ 障がい者に対し、避難場所や避難方法を周知するとともに、町主導で防災訓練や防災学習を積極的に行い、「共助」の意識を育みます。
②災害時要配慮者への防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織等と協力し、災害時に支援を必要とする人を把握しておくなど、地域における災害時の支援体制を整備・強化します。 ・ 地域における各種防災訓練の際に、災害時要配慮者の視点に立った避難誘導訓練や障がい者も参加した防災訓練を実施し、安全な避難の確保に努めます。 ・ 災害発生時の要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載した「個別計画」の作成に努めます。 ・ 災害時の情報伝達手段として、災害時要配慮者に配慮した緊急通報システムの確立に努めます。 ・ 避難所の開設にあたっては、障がい者用トイレの設置や簡易トイレを用意するとともに仮設スロープの設置、段差解消等のバリアフリー化に努めます。 ・ 福祉的・医療的サービスが必要な人については、関係機関との連携のもとに、必要な措置を講ずるとともに、平素から手話通訳・要約筆記・介護を行うボランティア等の確保に努めます。 ・ 自主防災の意識を高める学習や訓練を校区等で定期的に開催し、災害時における安否確認や緊急連絡等の協力体制の確立に努めます。

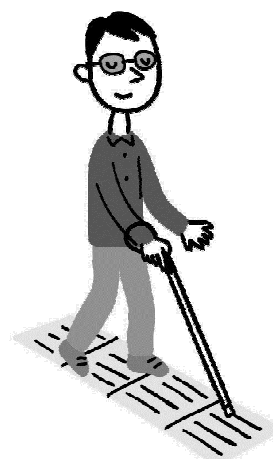


(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

奈良県においては、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化が進められています。

本町においても、施設の新築・改修時は「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、整備を行うほか、歩道の整備や段差の解消、新規に整備する歩道のバリアフリー化を積極的に推進してきました。引き続き、バリアフリーに対応した施設の整備を進めるとともに、誰もが安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組みます。

施策・事業	内 容
①住みよい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例の趣旨に基づき総合的な福祉のまちづくりを推進します。・民間施設等の整備について理解と協力を得るため、一層の啓発活動を推進し、誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりの実現に努めます。
②公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・公共施設の整備において、障がい者に配慮した安全かつ快適な施設、空間づくりをめざします。・新設施設については、障がい者の意見も取り入れながら整備を進めます。・公共施設のバリアフリー化にあたっては、計画的かつ優先度を勘案した段階的な改修整備に努めます。・ユニバーサルデザインの普及のための研究や啓発を進めます。
③道路の整備	<ul style="list-style-type: none">・障がい者が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすが交差できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消に努めます。・視覚障がい者誘導用ブロックや音声信号の設置等の整備に努めます。
④民間施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・銀行や店舗等、日常的に利用する施設において、スロープやエレベーターの設置、障がい者用の駐車スペースを整備するなど、民間事業者等への協力を呼びかけながら、障がい者に配慮した環境づくりを図ります。



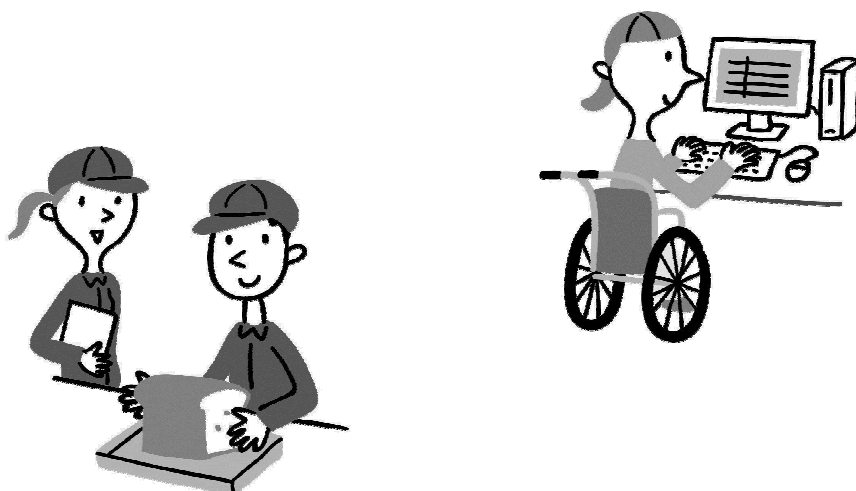
4 自立した生活を支えるまち

(1) 雇用と就労・就労定着の推進

障がい者の就労を促進するためには、企業等における受け入れ体制の整備や、障がいに対する理解があることが重要です。

また、障がい者の安定的な就業生活の維持のために、企業や関係機関等と連絡調整を行い、きめ細やかな相談・支援体制の整備が必要です。

施策・事業	内容
①就労の移行を進める支援策	<ul style="list-style-type: none">・ 特別支援学校等の在学中に加え、卒業後も就労支援を実施し、就労の移行を促進します。・ 企業等における障がい者の雇用や職場内における障がいへの理解を深めるために啓発活動を推進します。・ 特別支援学校や就労支援機関からの職場体験・実習を積極的に受け入れます。
②雇用と福祉の連携	<ul style="list-style-type: none">・ ハローワークや奈良障がい者職業センター、通所事業者等の地域資源のネットワーク形成を図ります。・ 障がい者雇用の情報提供や相談体制の充実、専門相談員による適性に合った就職のあっせん等により、障がい者の就労支援を推進します。
③職業相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者の雇用にかかわる人材の確保や資質の向上に努め、相談機能の充実を図ります。
④就労定着のための支援	<ul style="list-style-type: none">・ 就労を継続していくための課題に対し、本人や家族が職場と連絡調整等を行うなど、就職後の支援体制を整えます。



(2) 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するためには、スポーツ・文化・芸術活動等、地域における様々な活動に参加できる環境を整えることが重要です。

本町においては、障がいの有無にかかわらず取り組める生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。今後は、施設におけるより一層のバリアフリー化の推進や誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの充実が求められます。

施策・事業	内 容
①身近な生涯学習 機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、障がい者が健常者とともに生涯学習活動に取り組めるよう、各種の学級・講座等の情報提供や受入れ体制等の検討・整備を図ります。 ・町立図書館において、点字図書、録音図書、大型活字本等の増刷等、障がい者に配慮したサービスに努めます。
②スポーツ・ レクリエーション 活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や活動の場の充実努めるとともに、仲間づくりや情報提供、専門的な指導員の養成・確保等、継続してスポーツ等を楽しめる環境づくりを推進します。 ・誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、町民総合体育大会やチャレンジデー等、生涯スポーツに関する広報・周知に努めます。 ・スポーツを通じた障がい者と地域住民の交流を図るため、町民体育祭へ障がい者及びその家族が参加しやすい方法の検討・実施に努めます。 ・住民参加型のスポーツクラブである、「広陵ステーションプラス1クラブ」への支援を実施します。 ・県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加を積極的に支援します。
③スポーツ施設の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設の改修・整備の際に、車いすでも利用できるトイレの設置等、障がい者に配慮した施設整備に努めます。



5 ともに支え合うやさしいまち

(1) 理解と啓発の促進

障がい者の基本的人権を尊重することはもとより、一人ひとりの障がいに対する理解を深めるために、本町においては、「人権週間」や「障がい者差別解消法」に関する広報等での周知に取り組んできました。また、子どものころから他人への思いやりや助け合いの心を育てるため、小・中学校において福祉教育を推進してきました。

今後は、障がいに対する理解促進のため、あらゆる啓発方法の検討及び福祉講座や講習会内容の充実を図り、住民が互いに支え合い、助け合える環境づくりを進めます。

施策・事業	内容
①障がいや障がい者に関する正しい理解と認識の啓発	<ul style="list-style-type: none">・「人権週間」や「障がい者週間」等における啓発を強化し、身体障がい者補助犬法をはじめ、日常生活にかかわる障がい者の権利に関する法律や制度等についての啓発を行います。・全職員を対象とした研修を通じ、各部署において障がい者を取り巻く問題等について検討し、解消に努めます。
②学校教育における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がい者への正しい認識と、他人を思いやる心を育むため、子どもたちが障がい者とふれあう機会づくりに努めます。・障がいや障がい者を取り巻く問題についての理解を深めるため、子どもたちの成長に応じた福祉教育を推進します。
③地域における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・福祉講座や講習会の開催等、地域における福祉に関する学習活動を支援します。



(2) 差別解消及び権利擁護の推進

平成 28 年 4 月から、「障がい者差別解消法」が施行され、地方公共団体においては、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」が義務づけられています。

奈良県においても「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づくガイドラインが作成され、「不利益な取扱い」や「合理的な配慮の不提供」についてわかりやすく示されています。

本町においては、自らの判断でサービスを選択したり、契約ができない障がい者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の実施に取り組んできました。今後は、これらの権利擁護に加え、差別解消及び合理的配慮を推進することで、障がい者が生涯を通じて心豊かな生活を実現できるよう、取り組みを進めます。

施策・事業	内 容
①障がい者差別解消法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別解消法の観点を兼ね備えた職員の育成を行います。 ・どのようなことが障がい者に対する「不利益な取扱い」や「合理的な配慮」に当たるか、広報やホームページ等を用い、積極的に発信することで、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
②合理的な配慮の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な配慮の観点に基づき、職員対応要領を作成するとともに行政サービスの改善に努めます。
③権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人等に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進するための啓発や支援を行います。 ・家庭内や施設における障がい者に対する虐待防止のため、関係機関職員との連携を深めるとともに、相談・連絡があった場合は迅速な対応を図ります。

第5章 計画の推進体制

1 住民・当事者・ボランティア・団体・行政の連携

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災等、広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして住民の参画が不可欠です。そのため、住民と行政の連携をより一層強め、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 庁内推進体制の充実

多岐にわたる施策の効果的かつ確実な実施のために、関連各部署や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制をより充実します。また、全ての職員が各自の職務を遂行することができるよう、障がい者福祉に関する知識と意識を高めていきます。

3 当事者の参画促進

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗状況や施策内容の充実方法等について、障がい者との意見交換の場を設け、本人やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

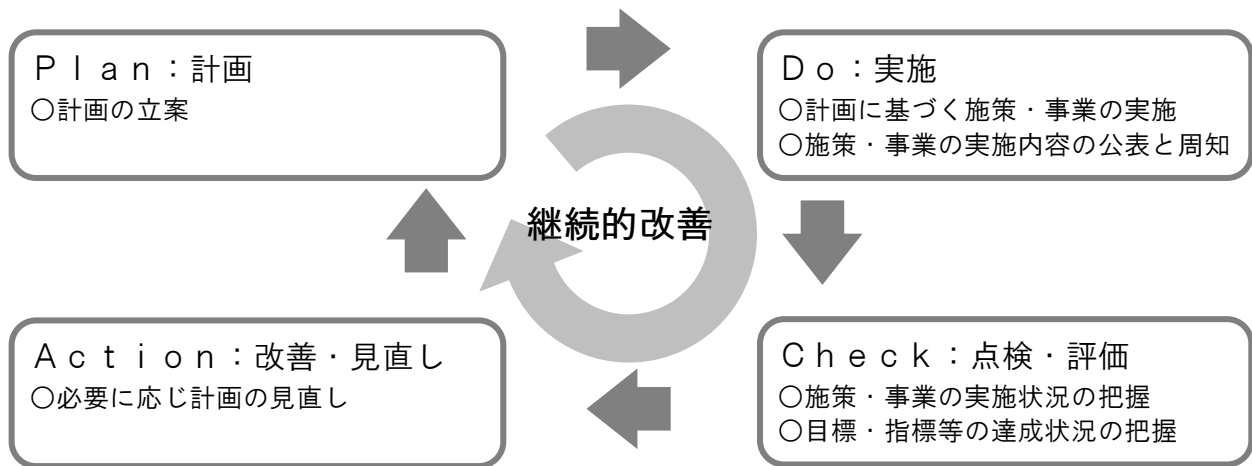
4 国・県・近隣市町村との連携

障がい者及び住民に最も身近な地方公共団体として、ニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援等、近隣市町村と広域的な連携とネットワークの強化を図り、計画を推進します。

5 進捗状況の把握

計画に定める事項の進捗状況については、定期的に点検及び評価を行うとともに、広陵町障がい者施策推進協議会に報告し、必要があると認められるときは計画の見直しを行うなど、着実な計画の推進に努めます。



資料編

1 アンケート調査結果

① 回答者について

■ アンケートに回答していただくのはどなたですか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ご本人(代筆等の支援により、ご本人の意見を記入する場合を含む)	241	46.4	57.0
2	ご家族がご本人に代わって回答	172	33.1	40.7
3	その他	10	1.9	2.4
	不明・無回答	96	18.5	
	N(%ベース)	519	100	423

■ あなたの性別をおたずねします。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	男性	267	51.4	52.5
2	女性	242	46.6	47.5
3	その他	0	0.0	0.0
	不明・無回答	10	1.9	
	N(%ベース)	519	100	509

■ あなたの年齢はおいくつですか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	0～9歳	37	7.1	7.4
2	10～19歳	33	6.4	6.6
3	20～29歳	38	7.3	7.6
4	30～39歳	34	6.6	6.8
5	40～49歳	52	10.0	10.3
6	50～59歳	51	9.8	10.1
7	60～69歳	76	14.6	15.1
8	70～79歳	85	16.4	16.9
9	80～89歳	76	14.6	15.1
10	90歳以上	21	4.0	4.2
	不明・無回答	16	3.1	
	N(%ベース)	519	100	503

- あなたは、次の手帳を持っていますか。持っている場合はその内容についてお答えください。
 (あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	身体障がい者手帳	311	59.9	61.8
2	療育手帳	118	22.7	23.5
3	精神障がい者保健福祉手帳	68	13.1	13.5
4	持っていない	32	6.2	6.4
5	わからない	3	0.6	0.6
	不明・無回答	16	3.1	
	N (%ベース)	519	100	503

- ・身体障がい者手帳の等級 (1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1級	84	27.0	28.0
2	2級	60	19.3	20.0
3	3級	47	15.1	15.7
4	4級	76	24.4	25.3
5	5級	22	7.1	7.3
6	6級	11	3.5	3.7
	不明・無回答	11	3.5	
	N (%ベース)	311	100	300

- ・障がいの内容 (身体障がい者手帳所持者) (1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	視覚障がい	24	7.7	8.6
2	聴覚・平衡機能障がい	24	7.7	8.6
3	音声・言語・そしゃく機能障がい	23	7.4	8.2
4	肢体不自由	154	49.5	55.2
5	内部障がい	80	25.7	28.7
6	免疫機能障がい	2	0.6	0.7
	不明・無回答	32	10.3	
	N (%ベース)	311	100	279

- ・「療育手帳」の等級 (1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	A1	25	21.2	22.3
2	A2	18	15.3	16.1
3	A	11	9.3	9.8
4	B1	17	14.4	15.2
5	B2	35	29.7	31.3
6	B	6	5.1	5.4
	不明・無回答	6	5.1	
	N (%ベース)	118	100	112

・「精神障がい者保健福祉手帳」の等級（1つに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1級	6	8.8	9.0
2	2級	43	63.2	64.2
3	3級	18	26.5	26.9
	不明・無回答	1	1.5	
	N (%ベース)	68	100	67

■あなたは、国が定める難病の診断を受けていますか。（1つに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	受けている	63	12.1	13.3
2	受けていない	378	72.8	80.1
3	わからない	31	6.0	6.6
	不明・無回答	47	9.1	
	N (%ベース)	519	100	472

■あなたは、発達障がいとして診断されたことがありますか。（1つに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	診断されたことがある	108	20.8	23.4
2	診断されたことがない	308	59.3	66.7
3	わからない	46	8.9	10.0
	不明・無回答	57	11.0	
	N (%ベース)	519	100	462

■あなたは、障がい支援区分の認定を受けていますか。（1つに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	区分1	9	1.7	2.1
2	区分2	11	2.1	2.5
3	区分3	11	2.1	2.5
4	区分4	17	3.3	3.9
5	区分5	19	3.7	4.3
6	区分6	16	3.1	3.7
7	受けていない	176	33.9	40.3
8	わからない	178	34.3	40.7
	不明・無回答	82	15.8	
	N (%ベース)	519	100	437

■現在、40歳以上の人におたずねします。あなたは、介護保険法の要介護認定等を受けていますか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	要支援1	7	1.9	2.1
2	要支援2	20	5.5	6.0
3	要介護1	6	1.7	1.8
4	要介護2	29	8.0	8.7
5	要介護3	25	6.9	7.5
6	要介護4	9	2.5	2.7
7	要介護5	10	2.8	3.0
8	受けていない	229	63.4	68.4
	不明・無回答	26	7.2	
	N(%ベース)	361	100	335

■あなたの障がいの主な原因は何ですか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	交通事故	10	1.9	2.2
2	労働災害	12	2.3	2.7
3	その他の事故	13	2.5	2.9
4	脳血管疾患	23	4.4	5.1
5	糖尿病	14	2.7	3.1
6	その他の病気	84	16.2	18.7
7	出生時の損傷	9	1.7	2.0
8	生まれつき	119	22.9	26.4
9	その他	60	11.6	13.3
10	わからない	106	20.4	23.6
	不明・無回答	69	13.3	
	N(%ベース)	519	100	450

■あなたは、普段どなたと一緒に暮らしていますか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族等と暮らしている	397	76.5	78.9
2	一人で暮らしている	51	9.8	10.1
3	施設やグループホーム等で暮らしている	49	9.4	9.7
4	その他	6	1.2	1.2
	不明・無回答	16	3.1	
	N(%ベース)	519	100	503

・人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	1	2	0.5	0.5
2	2	113	28.5	29.9
3	3	95	23.9	25.1
4	4	97	24.4	25.7
5	5	40	10.1	10.6
6	6	20	5.0	5.3
7	7	9	2.3	2.4
8	8以上	2	0.5	0.5
	不明・無回答	19	4.8	
	N (%ベース)	397	100	378

・同居者

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	配偶者	180	45.3	45.7
2	父親	132	33.2	33.5
3	母親	166	41.8	42.1
4	子ども	140	35.3	35.5
5	子の配偶者	39	9.8	9.9
6	兄弟・姉妹	92	23.2	23.4
7	祖父母	22	5.5	5.6
8	孫	38	9.6	9.6
9	その他	7	1.8	1.8
	不明・無回答	3	0.8	
	N (%ベース)	397	100	394

② 現在の生活について

■あなたの普段のお住まい、あるいは暮らしているところはどこですか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	持ち家	391	75.3	76.8
2	賃貸住宅	49	9.4	9.6
3	公営住宅	10	1.9	2.0
4	障がい者支援施設(入所)	14	2.7	2.8
5	グループホーム	11	2.1	2.2
6	高齢者福祉施設(入所)	21	4.0	4.1
7	会社の寮	1	0.2	0.2
8	病院	6	1.2	1.2
9	その他	6	1.2	1.2
	不明・無回答	10	1.9	
	N (%ベース)	519	100	509

■あなたの主な収入はどれですか。(主なもの1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	給料等働いて得たお金	73	14.1	15.0
2	年金や手当等	269	51.8	55.1
3	通所(入所)事業所での工賃	7	1.3	1.4
4	家族からの援助	58	11.2	11.9
5	親せき等からの援助	0	0.0	0.0
6	生活保護	16	3.1	3.3
7	その他	12	2.3	2.5
8	なし	53	10.2	10.9
	不明・無回答	31	6.0	
	N(%ベース)	519	100	488

■あなたの主な介助者(日常の生活の支援をしてくれる人)はどなたですか。

(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	配偶者	135	26.0	27.2
2	父親	94	18.1	18.9
3	母親	158	30.4	31.8
4	子ども	105	20.2	21.1
5	子の配偶者	31	6.0	6.2
6	祖父母	25	4.8	5.0
7	兄弟・姉妹・孫・親せき	61	11.8	12.3
8	友だち・知り合い・近所の人	14	2.7	2.8
9	ヘルパーや施設職員	101	19.5	20.3
10	ボランティア	2	0.4	0.4
11	頼める人がいない	9	1.7	1.8
12	その他	9	1.7	1.8
13	必要としない	60	11.6	12.1
	不明・無回答	22	4.2	
	N(%ベース)	519	100	497

■あなたが悩みや困ったことを主に相談するのはどなたですか。(3つまでに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族・親せき	403	77.6	80.6
2	友だち・知り合い	94	18.1	18.8
3	会社の人・学校の先生	38	7.3	7.6
4	医師・病院の職員	99	19.1	19.8
5	福祉施設や作業所の職員	76	14.6	15.2
6	こども家庭相談センターの職員	1	0.2	0.2
7	障がい者相談支援事業所の職員	20	3.9	4.0
8	役場の職員	13	2.5	2.6
9	介護保険のケアマネジャーや地域包括支援センターの職員	44	8.5	8.8
10	民生委員・児童委員	9	1.7	1.8
11	障がい者相談員	8	1.5	1.6
12	障がい者児の団体や親の会、家族の会等	4	0.8	0.8
13	社会福祉協議会の職員	7	1.3	1.4
14	保健所・福祉事務所・更生相談所の職員	11	2.1	2.2
15	その他	28	5.4	5.6
16	相談する人はいない	20	3.9	4.0
	不明・無回答	19	3.7	
	N (%ベース)	519	100	500

■おおむねこの1年の間の日常生活についておたずねします。

(それぞれあてはまるもの1つに○印)

・食事をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	384	74.0	76.5
2	時間をかければ一人ができる	36	6.9	7.2
3	見守りや声かけがあればできる	26	5.0	5.2
4	手伝ってもらえばできる	34	6.6	6.8
5	自分ではできない	22	4.2	4.4
	不明・無回答	17	3.3	
	N (%ベース)	519	100	502

・食事の支度や後片付けをする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	203	39.1	41.3
2	時間をかければ一人ができる	47	9.1	9.6
3	見守りや声かけがあればできる	33	6.4	6.7
4	手伝ってもらえばできる	55	10.6	11.2
5	自分ではできない	114	22.0	23.2
6	経験がない・機会がない	39	7.5	7.9
	不明・無回答	28	5.4	
	N (%ベース)	519	100	491

・衣服を着たり脱いだりする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	345	66.5	69.1
2	時間をかければ一人ができる	42	8.1	8.4
3	見守りや声かけがあればできる	23	4.4	4.6
4	手伝ってもらえばできる	55	10.6	11.0
5	自分ではできない	34	6.6	6.8
	不明・無回答	20	3.9	
	N (%ベース)	519	100	499

・排せつをする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	365	70.3	73.1
2	時間をかければ一人ができる	30	5.8	6.0
3	見守りや声かけがあればできる	21	4.0	4.2
4	手伝ってもらえばできる	46	8.9	9.2
5	自分ではできない	37	7.1	7.4
	不明・無回答	20	3.9	
	N (%ベース)	519	100	499

・入浴をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	310	59.7	62.0
2	時間をかければ一人ができる	26	5.0	5.2
3	見守りや声かけがあればできる	29	5.6	5.8
4	手伝ってもらえばできる	60	11.6	12.0
5	自分ではできない	75	14.5	15.0
	不明・無回答	19	3.7	
	N (%ベース)	519	100	500

・家の中を移動する

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	381	73.4	77.3
2	時間をかければ一人ができる	37	7.1	7.5
3	見守りや声かけがあればできる	20	3.9	4.1
4	手伝ってもらえばできる	24	4.6	4.9
5	自分ではできない	31	6.0	6.3
	不明・無回答	26	5.0	
	N (%ベース)	519	100	493

・身の回りの掃除、整理整頓をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	202	38.9	41.4
2	時間をかければ一人ができる	75	14.5	15.4
3	見守りや声かけがあればできる	26	5.0	5.3
4	手伝ってもらえばできる	58	11.2	11.9
5	自分ではできない	102	19.7	20.9
6	経験がない・機会がない	25	4.8	5.1
	不明・無回答	31	6.0	
	N (%ベース)	519	100	488

・洗濯をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	200	38.5	41.2
2	時間をかければ一人ができる	41	7.9	8.4
3	見守りや声かけがあればできる	11	2.1	2.3
4	手伝ってもらえばできる	28	5.4	5.8
5	自分ではできない	123	23.7	25.3
6	経験がない・機会がない	83	16.0	17.1
	不明・無回答	33	6.4	
	N (%ベース)	519	100	486

・買い物をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	211	40.7	43.8
2	時間をかければ一人ができる	34	6.6	7.1
3	見守りや声かけがあればできる	20	3.9	4.1
4	手伝ってもらえばできる	46	8.9	9.5
5	自分ではできない	113	21.8	23.4
6	経験がない・機会がない	58	11.2	12.0
	不明・無回答	37	7.1	
	N (%ベース)	519	100	482

・お金の管理をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	226	43.5	46.3
2	時間をかければ一人ができる	23	4.4	4.7
3	見守りや声かけがあればできる	22	4.2	4.5
4	手伝ってもらえばできる	27	5.2	5.5
5	自分ではできない	127	24.5	26.0
6	経験がない・機会がない	63	12.1	12.9
	不明・無回答	31	6.0	
	N (%ベース)	519	100	488

・薬の管理をする

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人ができる	261	50.3	53.0
2	時間をかければ一人ができる	22	4.2	4.5
3	見守りや声かけがあればできる	17	3.3	3.5
4	手伝ってもらえばできる	33	6.4	6.7
5	自分ではできない	110	21.2	22.4
6	経験がない・機会がない	49	9.4	10.0
	不明・無回答	27	5.2	
	N (%ベース)	519	100	492

③ 外出について

- あなたは、どれくらいの頻度で外出しますか。(通勤、通学、通所、通院等の外出を含む)
(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ほぼ毎日(週5日以上)	239	46.1	48.1
2	週3~4日くらい	80	15.4	16.1
3	週1~2日くらい	71	13.7	14.3
4	月に2~3回等不定期	47	9.1	9.5
5	ほとんど外出しない	46	8.9	9.3
6	その他	14	2.7	2.8
	不明・無回答	22	4.2	
	N(%ベース)	519	100	497

- あなたは、一人で外出することができますか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人で外出できる	260	50.1	53.0
2	介助者等がいれば外出できる	224	43.2	45.6
3	介助者等がいても外出できない	7	1.3	1.4
	不明・無回答	28	5.4	
	N(%ベース)	519	100	491

- あなたが外出する際の主な同伴者や必要な介助者はどなたですか。

(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族(同居)	163	72.8	73.1
2	家族(別居)	56	25.0	25.1
3	親せき	18	8.0	8.1
4	近所の人	8	3.6	3.6
5	ホームヘルパー等サービス事業所の職員	98	43.8	43.9
6	手話通訳等の意思疎通支援者	0	0.0	0.0
7	その他	5	2.2	2.2
	不明・無回答	1	0.4	
	N(%ベース)	224	100	223

■あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	通勤・通学・通所	206	39.7	41.3
2	訓練やリハビリに行く	68	13.1	13.6
3	病院・歯医者に行く	337	64.9	67.5
4	整体・マッサージに行く	32	6.2	6.4
5	買い物に行く	312	60.1	62.5
6	友だち・知り合いに会う	107	20.6	21.4
7	別居の家族・親せきに会う	68	13.1	13.6
8	趣味やスポーツをする	86	16.6	17.2
9	グループ活動に参加する	47	9.1	9.4
10	散歩に行く	135	26.0	27.1
11	その他	30	5.8	6.0
	不明・無回答	20	3.9	
	N (%ベース)	519	100	499

■あなたが外出する際に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	付き添ってくれる人がいない	54	10.4	11.8
2	他人との会話が難しい	92	17.7	20.1
3	他人の視線が気になる	57	11.0	12.4
4	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない	41	7.9	9.0
5	歩道が狭い、道路に段差が多い	62	11.9	13.5
6	誘導ブロックがない	1	0.2	0.2
7	音響式信号機がない	5	1.0	1.1
8	道路に放置自転車等の障害物が多く、歩きにくい	23	4.4	5.0
9	建物等にスロープやエレベータがなく、利用しにくい	33	6.4	7.2
10	障がい者用の駐車スペースがない、利用しにくい	53	10.2	11.6
11	気軽に利用できる移送手段が少ない	76	14.6	16.6
12	電車やバス等の交通機関が利用しにくい	88	17.0	19.2
13	障がい者用のトイレが少ない	38	7.3	8.3
14	その他	35	6.7	7.6
15	特になし	162	31.2	35.4
	不明・無回答	61	11.8	
	N (%ベース)	519	100	458

④ 仕事について

■あなたは、平日の日中をどのように過ごしていますか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	常勤で仕事をしている(自営業を含む)	48	9.2	10.7
2	パートタイムやアルバイト(内職を含む)の仕事をしている	42	8.1	9.4
3	就労支援施設で仲間と一緒に訓練や仕事をしている	38	7.3	8.5
4	就労支援施設以外の施設に通っている	15	2.9	3.4
5	介護保険の通所サービスに通っている	30	5.8	6.7
6	病院等のデイケアに通っている	6	1.2	1.3
7	家事・育児・介護をしている	14	2.7	3.1
8	家庭内で過ごしている	146	28.1	32.7
9	学校・保育所に通っている	61	11.8	13.6
10	その他	47	9.1	10.5
	不明・無回答	72	13.9	
	N(%ベース)	519	100	447

■「4. 就労支援施設以外のに施設に通っている」～「10. その他」のいずれかに回答された人におたずねします。あなたが仕事をしていないのはどのような理由によりますか。

(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障がいのため仕事をするのが難しい	90	28.2	30.4
2	求職中または職業訓練中である	3	0.9	1.0
3	働きたいが、どこに相談すればよいかわからない	7	2.2	2.4
4	働く自信がない	30	9.4	10.1
5	家事・育児・介護等との両立が困難	6	1.9	2.0
6	仕事をする必要がない	41	12.9	13.9
7	障がいを知られたくない	3	0.9	1.0
8	年齢のため(学生・高齢)	166	52.0	56.1
9	その他	20	6.3	6.8
	不明・無回答	23	7.2	
	N(%ベース)	319	100	296

■「3. 就労支援施設で仲間と一緒に訓練や仕事をしている」～「10. その他」のいずれかに回答された人におたずねします。あなたは、企業での就労や自営業、内職等の一般就労をしたいと思いますか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	思う	48	13.4	17.0
2	思わない	152	42.6	53.9
3	わからない	82	23.0	29.1
	不明・無回答	75	21.0	
	N(%ベース)	357	100	282

■あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	通勤手段の確保	134	28.5	41.5
2	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	81	17.2	25.1
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	124	26.3	38.4
4	在宅勤務の拡充	75	15.9	23.2
5	企業等における障がい者雇用への理解	166	35.2	51.4
6	職場の上司や同僚に障がいへの理解があること	187	39.7	57.9
7	職場で介助や援助等が受けられること	117	24.8	36.2
8	職場と支援機関が連携し、就職後も相談できること	116	24.6	35.9
9	企業が求める能力に合った訓練	88	18.7	27.2
10	仕事についての職場外での相談対応、支援	94	20.0	29.1
11	家族の理解、協力	137	29.1	42.4
12	その他	26	5.5	8.0
	不明・無回答	148	31.4	
	N (%ベース)	471	100	323

⑤ 障がい福祉サービスについて

■あなたは、以下の福祉サービスについて利用していますか。また今後、以下の福祉サービスを利用したいですか。

((1)～(23)について、それぞれあてはまるもの1つに○印)

・現在 (1) 居宅介護 (ホームヘルプ)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	33	6.4	8.0
2	利用していない・わからない	379	73.0	92.0
	不明・無回答	107	20.6	
	N (%ベース)	519	100	412

・現在 (2) 重度訪問介護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	6	1.2	1.6
2	利用していない・わからない	372	71.7	98.4
	不明・無回答	141	27.2	
	N (%ベース)	519	100	378

・現在 (3) 同行援護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	5	1.0	1.3
2	利用していない・わからない	369	71.1	98.7
	不明・無回答	145	27.9	
	N (%ベース)	519	100	374

・現在 (4) 行動援護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	23	4.4	6.1
2	利用していない・わからない	355	68.4	93.9
	不明・無回答	141	27.2	
	N(%ベース)	519	100	378

・現在 (5) 重度障がい者等包括支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	7	1.3	1.9
2	利用していない・わからない	360	69.4	98.1
	不明・無回答	152	29.3	
	N(%ベース)	519	100	367

・現在 (6) 生活介護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	42	8.1	11.2
2	利用していない・わからない	334	64.4	88.8
	不明・無回答	143	27.6	
	N(%ベース)	519	100	376

・現在 (7) 自立訓練(生活訓練・機能訓練)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	25	4.8	6.8
2	利用していない・わからない	345	66.5	93.2
	不明・無回答	149	28.7	
	N(%ベース)	519	100	370

・現在 (8) 就労移行支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	8	1.5	2.2
2	利用していない・わからない	361	69.6	97.8
	不明・無回答	150	28.9	
	N(%ベース)	519	100	369

・現在 (9) 就労継続支援(A型、B型)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	28	5.4	7.5
2	利用していない・わからない	347	66.9	92.5
	不明・無回答	144	27.7	
	N(%ベース)	519	100	375

・現在 (10) 療養介護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	12	2.3	3.2
2	利用していない・わからない	360	69.4	96.8
	不明・無回答	147	28.3	
	N(%ベース)	519	100	372

・現在 (11) 短期入所 (ショートステイ)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	37	7.1	9.7
2	利用していない・わからない	346	66.7	90.3
	不明・無回答	136	26.2	
	N (%ベース)	519	100	383

・現在 (12) 共同生活援助 (グループホーム)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	13	2.5	3.4
2	利用していない・わからない	368	70.9	96.6
	不明・無回答	138	26.6	
	N (%ベース)	519	100	381

・現在 (13) 施設入所支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	24	4.6	6.4
2	利用していない・わからない	352	67.8	93.6
	不明・無回答	143	27.6	
	N (%ベース)	519	100	376

・現在 (14) 児童発達支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	22	4.2	6.0
2	利用していない・わからない	343	66.1	94.0
	不明・無回答	154	29.7	
	N (%ベース)	519	100	365

・現在 (15) 放課後等デイサービス

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	38	7.3	10.3
2	利用していない・わからない	330	63.6	89.7
	不明・無回答	151	29.1	
	N (%ベース)	519	100	368

・現在 (16) 保育所等訪問支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	3	0.6	0.8
2	利用していない・わからない	361	69.6	99.2
	不明・無回答	155	29.9	
	N (%ベース)	519	100	364

・現在 (17) 移動支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	39	7.5	10.4
2	利用していない・わからない	337	64.9	89.6
	不明・無回答	143	27.6	
	N (%ベース)	519	100	376

・現在 (18) 補装具・日常生活用具の給付

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	49	9.4	13.3
2	利用していない・わからない	320	61.7	86.7
	不明・無回答	150	28.9	
	N(%ベース)	519	100	369

・現在 (19) 日中一時支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	26	5.0	7.1
2	利用していない・わからない	340	65.5	92.9
	不明・無回答	153	29.5	
	N(%ベース)	519	100	366

・現在 (20) 地域活動支援センター

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	14	2.7	3.8
2	利用していない・わからない	352	67.8	96.2
	不明・無回答	153	29.5	
	N(%ベース)	519	100	366

・現在 (21) コミュニケーション支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	4	0.8	1.1
2	利用していない・わからない	358	69.0	98.9
	不明・無回答	157	30.3	
	N(%ベース)	519	100	362

・現在 (22) 自立支援医療

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	79	15.2	21.5
2	利用していない・わからない	289	55.7	78.5
	不明・無回答	151	29.1	
	N(%ベース)	519	100	368

・現在 (23) その他

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用している	4	0.8	4.1
2	利用していない・わからない	94	18.1	95.9
	不明・無回答	421	81.1	
	N(%ベース)	519	100	98

・今後 (1) 居宅介護(ホームヘルプ)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	105	20.2	27.8
2	利用しない・わからない	273	52.6	72.2
	不明・無回答	141	27.2	
	N(%ベース)	519	100	378

・今後 (2) 重度訪問介護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	54	10.4	15.1
2	利用しない・わからない	304	58.6	84.9
	不明・無回答	161	31.0	
	N (%ベース)	519	100	358

・今後 (3) 同行援護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	41	7.9	11.8
2	利用しない・わからない	306	59.0	88.2
	不明・無回答	172	33.1	
	N (%ベース)	519	100	347

・今後 (4) 行動援護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	78	15.0	22.4
2	利用しない・わからない	270	52.0	77.6
	不明・無回答	171	32.9	
	N (%ベース)	519	100	348

・今後 (5) 重度障がい者等包括支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	50	9.6	14.5
2	利用しない・わからない	294	56.6	85.5
	不明・無回答	175	33.7	
	N (%ベース)	519	100	344

・今後 (6) 生活介護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	80	15.4	22.5
2	利用しない・わからない	275	53.0	77.5
	不明・無回答	164	31.6	
	N (%ベース)	519	100	355

・今後 (7) 自立訓練 (生活訓練・機能訓練)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	94	18.1	26.4
2	利用しない・わからない	262	50.5	73.6
	不明・無回答	163	31.4	
	N (%ベース)	519	100	356

・今後 (8) 就労移行支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	64	12.3	18.4
2	利用しない・わからない	284	54.7	81.6
	不明・無回答	171	32.9	
	N (%ベース)	519	100	348

・今後 (9) 就労継続支援 (A型、B型)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	77	14.8	21.9
2	利用しない・わからない	274	52.8	78.1
	不明・無回答	168	32.4	
	N (%ベース)	519	100	351

・今後 (10) 療養介護

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	74	14.3	20.9
2	利用しない・わからない	280	53.9	79.1
	不明・無回答	165	31.8	
	N (%ベース)	519	100	354

・今後 (11) 短期入所 (ショートステイ)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	109	21.0	29.9
2	利用しない・わからない	255	49.1	70.1
	不明・無回答	155	29.9	
	N (%ベース)	519	100	364

・今後 (12) 共同生活援助 (グループホーム)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	68	13.1	19.6
2	利用しない・わからない	279	53.8	80.4
	不明・無回答	172	33.1	
	N (%ベース)	519	100	347

・今後 (13) 施設入所支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	76	14.6	22.0
2	利用しない・わからない	269	51.8	78.0
	不明・無回答	174	33.5	
	N (%ベース)	519	100	345

・今後 (14) 児童発達支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	41	7.9	12.5
2	利用しない・わからない	288	55.5	87.5
	不明・無回答	190	36.6	
	N (%ベース)	519	100	329

・今後 (15) 放課後等デイサービス

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	59	11.4	17.8
2	利用しない・わからない	272	52.4	82.2
	不明・無回答	188	36.2	
	N (%ベース)	519	100	331

・今後 (16) 保育所等訪問支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	19	3.7	5.8
2	利用しない・わからない	306	59.0	94.2
	不明・無回答	194	37.4	
	N (%ベース)	519	100	325

・今後 (17) 移動支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	80	15.4	23.6
2	利用しない・わからない	259	49.9	76.4
	不明・無回答	180	34.7	
	N (%ベース)	519	100	339

・今後 (18) 補装具・日常生活用具の給付

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	94	18.1	27.6
2	利用しない・わからない	246	47.4	72.4
	不明・無回答	179	34.5	
	N (%ベース)	519	100	340

・今後 (19) 日中一時支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	74	14.3	21.9
2	利用しない・わからない	264	50.9	78.1
	不明・無回答	181	34.9	
	N (%ベース)	519	100	338

・今後 (20) 地域活動支援センター

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	74	14.3	22.2
2	利用しない・わからない	260	50.1	77.8
	不明・無回答	185	35.6	
	N (%ベース)	519	100	334

・今後 (21) コミュニケーション支援

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	25	4.8	7.6
2	利用しない・わからない	303	58.4	92.4
	不明・無回答	191	36.8	
	N (%ベース)	519	100	328

・今後 (22) 自立支援医療

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	115	22.2	34.2
2	利用しない・わからない	221	42.6	65.8
	不明・無回答	183	35.3	
	N (%ベース)	519	100	336

・今後 (23) その他

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	利用したい	6	1.2	7.3
2	利用しない・わからない	76	14.6	92.7
	不明・無回答	437	84.2	
	N (%ベース)	519	100	82

- 福祉サービスについて、現在何も利用していない人におたずねします。現在福祉サービスを利用していない理由は何ですか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族等で十分な介護ができるから	105	38.9	54.1
2	困っていることを解消する福祉サービスがないから	14	5.2	7.2
3	福祉サービスを利用する金銭的な余裕がないから	19	7.0	9.8
4	他人の世話になることに抵抗を感じるから	23	8.5	11.9
5	他人に家庭に入ってきてほしくないから	14	5.2	7.2
6	福祉サービスを利用することに抵抗を感じるから	8	3.0	4.1
7	利用したい福祉サービスを提供している事業所の定員に空きがないから	1	0.4	0.5
8	どんな福祉サービスが使えるのかわからないから	42	15.6	21.6
9	その他	46	17.0	23.7
	不明・無回答	76	28.1	
	N (%ベース)	270	100	194

- あなたは、障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから得ることが多いですか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	家族・親せき	152	29.3	32.3
2	友だち・知り合い	107	20.6	22.8
3	会社・学校・幼稚園・保育所等	30	5.8	6.4
4	医師・病院	114	22.0	24.3
5	福祉施設や作業所等	73	14.1	15.5
6	こども家庭相談センター	4	0.8	0.9
7	障がい者相談支援事業所	31	6.0	6.6
8	役場	103	19.8	21.9
9	介護保険のケアマネジャーや地域包括支援センター	84	16.2	17.9
10	町の広報紙やガイドブック、ホームページ	109	21.0	23.2
11	民生委員・児童委員	6	1.2	1.3
12	障がい者相談員	12	2.3	2.6
13	障がい者児の団体や親の会、家族の会等	22	4.2	4.7
14	社会福祉協議会	22	4.2	4.7
15	保健所・福祉事務所・更生相談所	34	6.6	7.2
16	インターネット	66	12.7	14.0
17	その他	18	3.5	3.8
18	どこからも得ることはない	39	7.5	8.3
	不明・無回答	49	9.4	
	N (%ベース)	519	100	470

⑥ 通院・医療について

■あなたは現在、通院していますか。それはどれくらいの頻度ですか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	週2回以上	28	5.4	5.8
2	週1回程度	26	5.0	5.4
3	月2回程度	65	12.5	13.6
4	月1回程度	144	27.7	30.1
5	2～3か月に1回程度	89	17.1	18.6
6	年に数回程度	59	11.4	12.3
7	入院中	11	2.1	2.3
8	ほとんど通院していない	57	11.0	11.9
	不明・無回答	40	7.7	
	N (%ベース)	519	100	479

■「1. 週2回以上」～「6. 年に数回程度」のいずれかに回答された人におたずねします。
あなたが通院していて困っていることは何ですか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	体調が悪くて通院できないことがある	32	7.8	8.6
2	通院するときに手助けしてくれる人がいない	20	4.9	5.4
3	専門的な治療を行える病院が身近にない	39	9.5	10.5
4	専門的なりハビリができる施設が身近にない	25	6.1	6.7
5	病気やけがのときに受け入れてくれる病院がない	6	1.5	1.6
6	気軽に診てくれる医師がいない	13	3.2	3.5
7	障がいが理由で治療が受けにくい	17	4.1	4.6
8	医療費や交通費の負担が大きい	72	17.5	19.4
9	緊急のときに受け入れてくれる医療機関が近くにない	39	9.5	10.5
10	通院時の交通手段の確保が難しい	41	10.0	11.0
11	待ち時間が長い	135	32.8	36.3
12	その他	15	3.6	4.0
13	特になし	134	32.6	36.0
	不明・無回答	39	9.5	
	N (%ベース)	411	100	372

⑦ 安全・安心について

■あなたが地震等災害のときに困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	避難場所を知らない	93	17.9	20.2
2	避難場所まで行けない	96	18.5	20.9
3	緊急時の介助者がいない	52	10.0	11.3
4	近所に頼れる人がいない	65	12.5	14.1
5	緊急時に情報を得る手段がない	67	12.9	14.6
6	避難場所で医療的ケア(投薬等)が受けられるか不安	146	28.1	31.7
7	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	213	41.0	46.3
8	補装具や日常生活用具の使用が困難になる	49	9.4	10.7
9	周囲とコミュニケーションがとりづらい	141	27.2	30.7
10	その他	20	3.9	4.3
11	特になし	112	21.6	24.3
	不明・無回答	59	11.4	
	N (%ベース)	519	100	460

⑧ 福祉のまちづくりについて

■障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためにどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	年齢や内容にかかわらず、何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	268	51.6	57.6
2	サービス利用の手続きの簡素化	229	44.1	49.2
3	行政からの福祉に関する情報提供の充実	199	38.3	42.8
4	在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実	147	28.3	31.6
5	災害のときの避難誘導體制の整備	124	23.9	26.7
6	保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	119	22.9	25.6
7	リハビリ・生活訓練・職業訓練等の通所施設の整備	116	22.4	24.9
8	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	126	24.3	27.1
9	重度の人のための入所施設の整備	102	19.7	21.9
10	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	95	18.3	20.4
11	医師や専門職員による訪問指導の充実	96	18.5	20.6
12	利用しやすい道路・建物等の整備・改善	90	17.3	19.4
13	公営住宅の優先入居やグループホームの整備等、生活の場の確保	97	18.7	20.9
14	職業訓練の充実や働く場所の確保	105	20.2	22.6
15	同じ障がいのある仲間が集える場の確保	111	21.4	23.9
16	いろいろなボランティア活動の育成	57	11.0	12.3
17	参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	93	17.9	20.0
18	一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容の充実	88	17.0	18.9
19	その他	33	6.4	7.1
20	特にない	33	6.4	7.1
	不明・無回答	54	10.4	
	N (%ベース)	519	100	465

⑨ 差別・偏見について

■あなたは日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じることはありませんか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	よく感じる	41	7.9	9.0
2	時々感じる	135	26.0	29.7
3	ほとんど感じない	180	34.7	39.6
4	まったく感じない	98	18.9	21.6
	不明・無回答	65	12.5	
	N (%ベース)	519	100	454

- 「1. よく感じる」または「2. 時々感じる」と回答された人におたずねします。あなたほどのようなときにそれを感じましたか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	学校・職場	51	29.0	29.5
2	冠婚葬祭	15	8.5	8.7
3	スポーツ・趣味の活動	7	4.0	4.0
4	地域の行事・集まり	32	18.2	18.5
5	交通機関の利用	51	29.0	29.5
6	バリアフリー等の配慮	23	13.1	13.3
7	収入	31	17.6	17.9
8	人間関係	65	36.9	37.6
9	街の中での視線	95	54.0	54.9
10	店等での対応・態度	60	34.1	34.7
11	その他	16	9.1	9.2
	不明・無回答	3	1.7	
	N(%ベース)	176	100	173

- 「1. よく感じる」または「2. 時々感じる」と回答された人におたずねします。そのとき、あなたは誰かに相談しましたか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	親や家族	60	34.1	46.9
2	学校の先生や施設の職員、会社の上司や同僚等	16	9.1	12.5
3	弁護士等の専門家や団体	3	1.7	2.3
4	行政等の相談窓口	5	2.8	3.9
5	相談したかったが、相談先がわからなかった	13	7.4	10.2
6	相談しようとしなかった	49	27.8	38.3
7	その他	14	8.0	10.9
	不明・無回答	48	27.3	
	N(%ベース)	176	100	128

- 障がいのある人について、理解を深めるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	障がいに関する講演会の開催や情報提供	125	24.1	29.6
2	障がいのある人に対するボランティア活動	113	21.8	26.7
3	学校における障がいのある人についての学習活動の充実	183	35.3	43.3
4	障がいのある人と地域住民との交流機会の提供	101	19.5	23.9
5	障がいのある人の入所・通所施設の地域住民への開放	94	18.1	22.2
6	障がいのある人の団体の活動についての情報提供	108	20.8	25.5
7	その他	28	5.4	6.6
8	わからない	117	22.5	27.7
	不明・無回答	96	18.5	
	N(%ベース)	519	100	423

⑩ 今後の生活について

■あなたは、今後どのように暮らしたいと思いますか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	一人で暮らしたい	58	11.2	13.2
2	家族と一緒に自宅で暮らしたい	310	59.7	70.6
3	専門の職員がいて共同生活ができる施設(グループホーム等)を利用したい	35	6.7	8.0
4	障がい者支援施設(入所)を利用したい	21	4.0	4.8
5	その他	15	2.9	3.4
	不明・無回答	80	15.4	
	N (%ベース)	519	100	439

■在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	在宅で医療的ケア等が適切に受けられること	143	38.9	42.4
2	障がいに対応した住居の確保	60	16.3	17.8
3	ホームヘルプ等、必要な居宅サービスが適切に利用できること	143	38.9	42.4
4	生活訓練等の充実	43	11.7	12.8
5	経済的な負担の軽減	177	48.1	52.5
6	相談支援等の充実	103	28.0	30.6
7	地域住民等の理解	54	14.7	16.0
8	その他	7	1.9	2.1
9	支援を必要としない	27	7.3	8.0
	不明・無回答	31	8.4	
	N (%ベース)	368	100	337

■あなたは、成年後見制度についてご存知ですか。(1つに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	制度を利用している	8	1.5	1.8
2	名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている	45	8.7	10.0
3	名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない	115	22.2	25.6
4	名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	122	23.5	27.2
5	名前も内容も知らない	159	30.6	35.4
	不明・無回答	70	13.5	
	N (%ベース)	519	100	449

⑪ 療育・教育について

■就学前（小学校入学前）の状況についておたずねします。現在、どのような療育・保育を受けていますか、または過去に受けたことがありますか。すでに、就学されている場合は、就学前の状況についてお答えください。（あてはまるもの全てに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	児童発達支援	31	46.3	49.2
2	医療機関での療育教室等	19	28.4	30.2
3	町が行っている療育教室等	16	23.9	25.4
4	幼稚園・保育所	45	67.2	71.4
5	その他	3	4.5	4.8
	不明・無回答	4	6.0	
	N (%ベース)	67	100	63

■あなたの休暇、放課後等の主な過ごし方は次のどれですか。（あてはまるもの全てに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	習いごとや趣味を行っている	20	29.9	30.8
2	資格取得や職業訓練を受けている	0	0.0	0.0
3	スポーツやレクリエーションに参加している	3	4.5	4.6
4	公園等で遊んでいる	18	26.9	27.7
5	自宅でテレビ等を観て過ごしている	45	67.2	69.2
6	放課後等デイサービスを利用している	31	46.3	47.7
7	移動支援サービス(外出のときの付き添い)を利用している	5	7.5	7.7
8	日中一時支援事業を利用している	5	7.5	7.7
9	放課後児童クラブ(学童保育)を利用している	5	7.5	7.7
10	その他	8	11.9	12.3
11	特になし	3	4.5	4.6
	不明・無回答	2	3.0	
	N (%ベース)	67	100	65

■あなたにとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思いますか。（1つに○印）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが受けられる環境	24	35.8	38.1
2	地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが受けられる環境	26	38.8	41.3
3	特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境	11	16.4	17.5
4	その他	2	3.0	3.2
	不明・無回答	4	6.0	
	N (%ベース)	67	100	63

■あなたは、保育や教育について、今後どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	今の保育所(園)や幼稚園、学校に満足している	29	43.3	44.6
2	障がいのあるなしにかかわらず、一緒にふれあう機会を増やしてほしい	12	17.9	18.5
3	もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい	23	34.3	35.4
4	通学や通園、通所に利用できる福祉サービスがほしい	15	22.4	23.1
5	進路指導をしっかりしてほしい(自立して働けるような力をつけさせてほしい)	26	38.8	40.0
6	障がいのある人が利用できる設備を増やしてほしい	21	31.3	32.3
7	障がい特性に応じた配慮をしてほしい	27	40.3	41.5
8	障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい(増やしてほしい)	18	26.9	27.7
9	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	14	20.9	21.5
10	放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい	28	41.8	43.1
11	保育や教育について相談できる人や場所を増やしてほしい	20	29.9	30.8
12	その他	6	9.0	9.2
13	特にない	4	6.0	6.2
	不明・無回答	2	3.0	
	N (%ベース)	67	100	65

⑫ 主な介助者について

■主な介助者の人の年齢はおいくつですか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	10～19歳	1	0.2	0.4
2	20～29歳	2	0.4	0.7
3	30～39歳	23	4.4	8.5
4	40～49歳	53	10.2	19.6
5	50～59歳	47	9.1	17.4
6	60～69歳	77	14.8	28.5
7	70～79歳	49	9.4	18.1
8	80～89歳	16	3.1	5.9
9	90歳以上	2	0.4	0.7
	不明・無回答	249	48.0	
	N (%ベース)	519	100	270

■介助についてどのように感じていますか。(あてはまるもの全てに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	身体的疲労が大きい	115	22.2	41.4
2	精神的疲労が大きい	152	29.3	54.7
3	睡眠が不足する	65	12.5	23.4
4	家事や育児への負担がかかる	66	12.7	23.7
5	勤務・仕事に困難が生じる	61	11.8	21.9
6	介助や介護の適切な方法について知る機会が少ない	36	6.9	12.9
7	外出が困難・制限される	114	22.0	41.0
8	経済的負担が大きい	75	14.5	27.0
9	自分の時間が持てない	91	17.5	32.7
10	その他	10	1.9	3.6
11	特になし	47	9.1	16.9
	不明・無回答	241	46.4	
	N (%ベース)	519	100	278

■介助者の人が、一時的（1週間程度）に介護・援助できなくなった場合、どのようにしたいと思いますか。(2つまでに○印)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1	ホームヘルプ・ショートステイ等を頼む	116	22.4	41.1
2	家族・親せきに頼む	126	24.3	44.7
3	友だち・知り合い・近所の人に頼む	9	1.7	3.2
4	ボランティアに頼む	5	1.0	1.8
5	施設や病院を利用する	91	17.5	32.3
6	介護・援助は必要としない	17	3.3	6.0
7	その他	9	1.7	3.2
8	わからない	45	8.7	16.0
	不明・無回答	237	45.7	
	N (%ベース)	519	100	282

2 広陵町障がい者施策推進協議会について

(1) 広陵町障がい者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 障がい者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、広陵町障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法の規定に基づく広陵町障がい者計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関すること。
- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく広陵町障がい福祉計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく広陵町障がい児福祉計画の策定、変更及び進捗状況の確認に関すること。
- (4) 町における障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (5) 町における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (6) その他、障がい者等に関する施策に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、障がい者に関する施策の推進に関し、識見を有する者、障がい者、障がい者の家族、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は当該協議会に属する委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 町長は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 広陵町障がい者施策推進協議会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等
青木 克全	広陵町身体障がい者交友会
秋本 旬子	相談支援センターふわら
東 守哉	広陵町民生児童委員協議会
木村 義則	指定障がい者支援施設青垣園
久保 博	広陵町身体障がい者相談員 広陵町知的障がい者相談員
中村 博樹	相談支援センターどんぐり
西口 由希子	生活支援センターなっつ
藤井 繁昌	藤井整形外科 医師
増田 克也	広陵町 福祉部長
松村 都史子	相談支援センターリバティーすみれ
水本 早織	広陵町社会福祉協議会
撫養 尚美	ひまわり学園真美ヶ丘自立訓練校
森岡 利文	奈良県葛城精神障がい者家族会（すみれ会）
陸田 八郎	広陵町手をつなぐ育成会

(3) 計画の策定経過

年月日	事項	内容
平成29年 8月1日	第1回協議会	・ 広陵町障がい者施策推進協議会について ・ 広陵町障がい者計画等の概要説明 ・ アンケート調査について
平成29年 8月から9月	アンケート調査の実施	各種障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者を対象に、障がい者と障がい児の生活状況やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施
平成29年 10月26日	第2回協議会	・ アンケート調査結果について ・ 広陵町第3期障がい者計画（骨子）について
平成29年 12月21日	第3回協議会	・ 広陵町第3期障がい者計画（素案）について ・ 広陵町第5期障がい福祉計画・広陵町第1期障がい児福祉計画（素案）について
平成30年 1月12日から 1月26日	パブリックコメントの実施	広陵町第3期障がい者計画（素案）及び広陵町第5期障がい福祉計画・広陵町第1期障がい児福祉計画（素案）を提示し、広く住民に意見を求めた
平成30年 2月8日	第4回協議会	・ 広陵町第3期障がい者計画（案）について ・ 広陵町第5期障がい福祉計画・広陵町第1期障がい児福祉計画（案）について

3 庁内ワーキンググループ名簿

「広陵町第3期障がい者計画」を策定するにあたり、担当部署職員が集まり、施策案の検討と連携について協議を行いました。

氏名	担当課
岡崎由佳	企画調整課
高橋祐樹	まちづくり推進課
脇本嘉徳	危機管理課
山崎律子	税務課
今西綾	介護福祉課
松谷智	子ども支援課
西田由起子	保健センター
本田裕記	保険年金課
鈴木浩司	都市整備課
松本哲知	学校支援室
菊川佳昭	生涯学習課
岸本聖也	社会福祉課

4 用語集

【あ行】

■一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

■医療的ケア

家族等が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

【か行】

■ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、福祉・保健・医療等、様々な社会資源を活用したケア計画を作成し、適切なサービスを行うこと。

■合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

【さ行】

■差別

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む（障がい者権利条約第2条）。

■自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会等の地域住民を単位として組織された任意団体をいう。

■障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障がい者基本法第2条）。

■障がい者基本法

障がい者のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障がい者対策基本法」として制定され、平成5年に「障がい者基本法」として全面的に改正された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

■障がい者虐待

障がい者虐待防止法の対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会的生活に相当な制限を受ける状態にある人とされている。障がい者手帳を取得していない場合も含まれる。具体的には、「身体的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「放棄・放任」の虐待が挙げられる。

■障がい者総合支援法

「障がい者自立支援法」の一部が改正され、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障がい者総合支援法」）に改題されたもの。

■障がい者の権利に関する条約

平成18年12月、国連総会において採択され、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

■職員対応要領

「障がい者差別解消法」及び政府が策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、行政職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。

■成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

【た行】

■地域生活支援事業

地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業。

■特別支援教育コーディネーター

校内の特別支援教育を推進するために、各校に配置されることが義務づけられているもので、現状では、特別支援学級の担任や生徒指導担当の教職員がその役割を担っていることが多くなっている。主に、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の相談窓口、校内支援体制づくりのまとめ役、担任への支援等を行う。

【な行】

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう（難病の患者に対する医療等に関する法律）。

（難病一例）

病名	病気の内容
潰瘍性大腸炎	大腸の粘膜(最も内側の層)にびらんや潰瘍ができる大腸の炎症性疾患。下痢や腹痛が主症状である。
パーキンソン病	振戦(ふるえ)、動作緩慢、筋強剛(筋固縮)、姿勢保持障がい(転びやすいこと)を主な運動症状とする病気。
全身性エリテマトーデス	発熱、全身倦怠感等の症状と、関節、皮膚、腎臓、肺、中枢神経等の内臓の様々な症状が一度に、あるいは経過とともに起きる病気。
後縦靭帯骨化症	椎体骨の後縁を上下に連結し、背骨の中を縦に走る後縦靭帯が骨になった結果、脊髄が入る脊柱管が狭くなり、脊髄や脊髄から分枝する神経根が押され、感覚障がいや運動障がい等の神経症状を引き起こす病気。
クローン病	大腸及び小腸の粘膜に慢性の炎症または潰瘍を引き起こす原因不明の炎症性腸疾患のひとつ。腹痛や下痢、血便、体重減少等が生じる。
原発性胆汁性肝硬変	慢性進行性の胆汁うっ滞性肝疾患(平成28年に日本肝臓学会及び日本消化器病学会において「原発性胆汁性胆管炎」へ病名変更)。強い疲れやすさやだるさが主症状であり、肝硬変へ進行することもある。
多発性硬化症／視神経脊髄炎	中枢神経系の脱髄(神経線維を覆っている髄鞘(ミエリン)が何らかの原因で変性・脱落すること)疾患のひとつ。視力低下、顔の感覚や運動の麻痺、歩行困難等が生じる。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

【は行】

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

■バリアフリー

高齢者や障がい者の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障がい者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

■避難行動要支援者名簿

高齢者、障がい者、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、自治体による作成を義務づけること等が規定された。

■福祉就労

一般就労が困難な障がい者が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

■ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意志に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。

【ま行】

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間等をデザインすること。

■要約筆記

難聴者、中途失聴者等に、会議、授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記して意思疎通を図るもの。

広陵町第3期障がい者計画

平成30年3月

広陵町 福祉部 社会福祉課

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2

広陵町総合保健福祉会館「さわやかホール」内

TEL : 0745-55-6771

FAX : 0745-54-5324